令和８年度第３回一関市下水道事業等経営審議会

日　時：令和８年８月27日（木）
午後１時30分～４時
場　所：一関保健センター　会議室３・４

次　第

1　開会

2　あいさつ

3　議題

（１）前回審議会からの確認事項（資料１）

（２）一関汚水処理施設整備計画の改定について（資料２）

（３）一関市汚水処理計画・経営戦略の策定について（資料３）

4　その他

5　閉会

令和8年度第3回一関市下水道事業等経営審議会出席者名簿

【開催日時】令和8年8月27日(木)13:30～16:00
【会　　場】一関保健センター　会議室3・4

■審議会委員

【委嘱期間】令和7年10月27日～令和9年10月26日(2年間)

No.	[redacted]	氏名	備考
1		菅原　繁雄	
2		石川　晃	
3		鈴木　千景	
4		佐々木　英昭	
5		皆川　かおり	
6		橋本　京子	
7		千葉　みのる	
8		三浦　正勝	
9		伊藤　峰雄	
10		山居　淳子	

■事務局

No.	所　属	職	氏名	備考
1	上下水道部	部長	伊東　吉光	
2	上下水道部	次長兼東部上下水道課長	阿部　正則	
3	下水道課	課長	大沼　誠治	
4	下水道課	課長補佐兼下水道工務係長	氏家　知幸	
5	下水道課	課長補佐兼普及係長	宮野　真知子	
6	東部上下水道課	課長補佐兼下水道係長	小野寺　重孝	
7	経営総務課	課長	小野寺　勝也	
8	経営総務課	下水道経営係　係長	小野寺　学	
9	経営総務課	下水道経営係　主任主事	吉田　傑	
10	経営総務課	総務係　主事	高橋　大貴	

資料１

【前回審議会（R8.4.28）での確認事項】

Q１：公共施設の水洗化率を教えてほしい。また、下水道区域以外の公共施設の浄化槽水洗化率も教えてほしい。

A１：公共施設の水洗化状況について調査した結果、対象となる公共施設は 409 件で、その内訳は、水洗化済みが 305 件、未水洗が 104 件（うち簡易水洗 46 件）となっており、水洗化率は 74.6%となっています。（H27 調査）

また、水洗化済みの施設について、下水道に接続しているか、浄化槽を設置しているかを確認したところ、各地域・施設において浄化槽の保守点検等の契約を個別に行っていることから、浄化槽を設置している施設の正確な件数までは把握できませんでした。

現時点で把握できている範囲では、166 件が下水道に接続していることから、水洗化済みの施設のうち、残りの約 139 件については、浄化槽による処理を行っているものと考えられます。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――

Q２：水洗化率の目標値について、目標値を達成したときの下水道使用料はどのように変わるのか。

A２：水洗化率の向上は、使用料収入の確保という点で下水道事業の経営改善につながる重要な取組ですが、目標を達成して収入が増えた分がそのまま使用料の引下げにつながるわけではなく、施設の維持管理や老朽化対策、更新費用などの財源としても必要になります。

そのため、水洗化率の目標達成による効果については、使用料収入の増加額だけではなく、事業全体の収支を見ながら判断することになります。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――

Q３：取組評価の方法について、管理表や目標値の設定などがあって評価されているのか、評価者が感覚的なところで評価されているのか教えてほしい。

A３：現計画の策定時はすべての取組に数値目標を設定しているものではないため、数値目標を設定している取組については目標値と実績値の比較を行い評価しましたが、数値化が困難な取組がほとんどであり、そういったものについては、計画内容を実行できたか、一定の成果が得られているか、今後の課題があるか、といった観点から評価したものです。

資料２

第３回 一関市下水道事業等
経営審議会 資料（R8.8.27）

（案）

一関市汚水処理施設整備計画

平成29年3月

（令和９年３月改訂）

一関市上下水道部下水道課

目次

Ⅰ　はじめに

１　計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　１

１－①　計画改訂の背景（Ｒ５．３月改定）・・・・・・・・・Ｐ　２

１－②　計画改訂の背景（Ｒ９．３月改定）・・・・・・・・・Ｐ　３

２　計画改訂方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　４

Ⅱ　現状と課題

１　汚水処理施設整備の状況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　５

２　汚水処理施設整備の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　６～８

Ⅲ　一関市汚水処理施設整備計画

公共下水道・農業集落排水・浄化槽整備の計画・・・Ｐ　９

１　一関市汚水処理施設整備計画の目標値・・・・・・・・・・・Ｐ１０～１１

Ⅳ　一関市汚水処理施設整備計画の詳細

１　公共下水道一関処理区の計画・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１２

２　公共下水道事業の処理区別計画・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３

３　農業集落排水事業の計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１４

４　浄化槽整備事業の計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５

Ⅰ　はじめに

1　計画策定の背景

一関市では公共下水道事業で 7処理区（1流域関連、6単独公共）、農業集落排水事業で9地区、コミュニティプラントで 1 地区の集合処理を行ってきています。更に個別処理では市設置型および個人設置型による浄化槽整備事業を進めてきています。

平成 27 年度末現在の汚水処理人口普及率は 61.6%となっており、岩手県の 79.0%および全国の 89.9%と比較して遅れている状況にあります。

一方、平成 26 年 1 月に国土交通省・農林水産省・環境省より「持続可能な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（以下「マニュアル」という。）が示され、時間軸を考慮した汚水処理施設整備区域の再検討（概ね 10 年での概成を目指す）が求められており、岩手県においても「いわて汚水処理ビジョン 2010」の見直しが予定されています。

このような状況のもと本市では、今後の汚水処理施設整備の具体的な計画を策定しました。

⑴ 国の方針

① 全国の汚水処理人口普及率が約 90%に達し、残された地域の整備を急ぐ必要がある。また、施設の老朽化対策や改築・更新も計画的に実施する必要がある。

② 「マニュアル」を基に、時間軸の観点を盛り込み、中期（10 年程度）での早期概成※とともに、長期（20～30 年）での持続的汚水処理システム構築を目指すこと。

⑵ 岩手県の方針

① 岩手県では国の方針を踏まえ、県内各市町村で策定した汚水処理施設整備計画を基に次期県構想をとりまとめる。

② 市町村の計画の策定にあたっては、次期県構想と整合を図るため中期目標年次は令和 8 年度、長期目標年次は令和 22 年度とする。

※概成とは

⑴ 国の定義

地域ニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること。

⑵ 岩手県の定義

概成とは、汚水処理施設が住民に対して一定程度普及したこと。一定程度とは、汚水処理人口普及率が概ね 95%に達したことを一つの目安とする。

ただし、これにとらわれず地域の実情に応じて市町村が判断する。

1-①　計画改訂の背景（R5.3 月改定）

計画策定から5年が経過し、人口減少、少子高齢化による使用料収入減少の傾向や、接続率の伸び悩み、施設の老朽化など下水道を取り巻く環境の変化により、施設整備を計画通りに行うことが困難となってきました。また、公営企業会計へ令和2年度に移行し、事業の独立採算制が一層求められております。

また、国からも、これまでの5年間の状況を振り返るとともに、今後5か年の汚水処理施設の整備計画について再確認を行い、現時点で掲げた目標の達成が困難と考えられる市町村は計画の見直しを実施するよう通知があったところです。

次に計画の中間年である令和3年度末の状況を確認してみます。

まず、汚水処理人口普及率については、当初計画で同年時点の目標値としていた 74.1%に対して、70.2%と目標より 3.9%低い状況にあります。

内訳としては、公共下水道の普及人口が 47,905 人の目標に対して 46,182 人と 1,723 人不足しており、整備区域の郊外への移行や、店舗・事業所などが多い区域を優先して整備したこと、私道沿線の未供用住宅、人口の自然減の影響などが要因として挙げられます。

浄化槽についても 30,647 人の目標に対して 27,850 人と 2,797 人の不足となっています。

公共下水道施設の整備状況については、中期計画期間内に一関処理区で 549.0ha、千厩処理区で 66.4ha を整備する計画に対し、令和3年度末時点で一関処理区が 148.1ha、千厩処理区が 31.3ha の整備面積となっており、計画通りには進んでいない状況にあります。

一方で、施設の統廃合については、中期計画で予定していた農業集落排水の黒沢地区を平成 28 年度に、千厩地域の萩の森団地コミュニティプラントを令和3年度に実施済みです。

このような状況を受け、令和2～3年度に中期計画区域内の住民を対象に意向調査や懇談会を実施し、令和8年度までに下水道整備を進めることとしていた区域を①地域状況、②経費回収率、③宅地化の見込み、④住民ニーズなど4つの視点から再評価し、整備区域の見直しを行いました。

現在の実態を踏まえた計画の見直しを行うものであり、今後の汚水処理施設整備の具体的な計画を策定します。

	平成 27 年度 (2015 年度) (計画当初)	令和 3 年度 (2021 年度) (実績)	令和 3 年度 (2021 年度) (計画)	R3 計画と実績の差	令和 8 年度 (2026 年度) (中期計画)	中期計画目標との差	令和 22 年度 (2040 年度) (長期計画)
行政人口(人)	121,735	110,679	111,077	▲398	103,011		82,277
汚水処理普及人口(人)	74,945	77,696	82,298	▲4,602	86,709	▲9,013	82,277
汚水処理人口普及率(%)	61.6	70.2	74.1	▲3.9	**84.2**	▲14.0	**100.0**
水洗化人口(人)	63,543	73,562	72,287	+1,275	77,804	▲4,242	77,244
水洗化人口　割合(%)	52.2	66.5	65.1	+1.4	**75.5**	▲9.0	**93.9**

1-②　計画改訂の背景（R9.3 月改定）

「一関市汚水処理計画（平成 29～令和 8 年度」が終期を迎え改定を行うことから、施設整備の具体的な計画である本計画も改訂し、下水道施設整備事業概成までの具体的な計画を改訂します。

下水道を取り巻く社会的状況は、前回改定時と大きな変化は見られず、人口減少、少子高齢化による使用料収入減少の傾向や、接続率の伸び悩み、施設の老朽化など、施設整備を計画通りに行うことが困難な状況となっています。

このことから、令和7年度に「一関市下水道事業等経営審議会（以下、「審議会」という。）」に対し、「令和9年度以降の下水道施設整備について」を諮問。審議会から「令和9年度以降に整備予定の区域は下水道整備を行わず浄化槽設置による水洗化を促進する」との答申がありました。

	平成 27 年度 (2015 年度) （計画当初）	令和７年度 (2025 年度) （実績）	令和７年度 (2025 年度) （計画）	R7 計画と 実績の差	令和８年度 (2026 年度) (中期計画)	中期計画 目標との差	令和 22 年度 (2040 年度) （長期計画）
行政人口(人)	121,735	102,532	104,566	▲2,034	103,011		82,277
汚水処理普及人口(人)	74,945	77,033	85,849	▲8,816	86,709	▲9,676	82,277
汚水処理人口普及率(%)	61.6	75.1	82.1	▲7.0	**84.2**	▲9.1	**100.0**
水洗化人口(人)	63,543	73,678	76,723	-3,045	77,804	▲4,126	77,244
水洗化人口　割合(%)	52.2	71.9	73.4	-1.5	**75.5**	▲3.6	**93.9**

２ 計画改訂方針

⑴ 計画の位置づけ

① 「一関市汚水処理計画」（平成 29～令和8年度）が計画期間の最終年度となることから、新たな汚水処理計画を策定します。

② 汚水処理施設整備の具体的な計画「一関市汚水処理施設整備計画」について、現在の状況を踏まえた見直しを行います。

⑵ 一関市汚水処理施設整備計画の計画期間

① 現在の構成

ア 中期計画：「汚水処理施設概成アクションプラン」

計画期間：平成 29～令和８年度

イ 長期計画：「汚水処理施設長期的整備・運営管理計画」

計画期間：令和９～22 年度

② 新たな計画期間

令和９～令和 18 年度

なお、現在の計画で示している「中期計画」「長期計画」の区分は設けない。

⑶ 一関市汚水処理施設整備計画の策定方針

① 令和7年度下水道等経営審議会の答申を反映し、市内全域を集合処理（公共下水道、農業集落排水施設）と個別処理（浄化槽）区域に区分します。

② ①のうち、現計画で示している中期計画区域のうち集合処理を行わないとした区域と同様に、これまで長期計画の集合処理区域としていた区域は、原則として浄化槽事業で整備を促進しますが、次の ルートについては、以下によるものとします。

・ 整備予定としていた赤荻沖線ルートのうち、工事が未着手である清水地区の一部は、令和9年度以降に下水道整備を実施します。

③ 個別処理区域は、浄化槽事業で整備を促進します。

④ **この計画は、事業の達成状況を踏まえながらＩＬＣなどの関連事業の動向や、都市計画用途地域との調整、地域の状況、開発計画との調整など、社会・経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて見直します。**

Ⅱ　現状と課題

1　汚水処理施設整備の状況と課題

汚水処理人口普及率　　（単位：%）

	全国	岩手県	一関市	備考
平成27年度末	89.9	79.0	61.6	岩手県内14市のうち11番目です。
令和3年度末	92.6	84.4	70.2	岩手県内14市のうち12番目です。
令和7年度末	94.0	86.5	75.1	岩手県内14市のうち10番目です。

- 一関市の汚水処理施設の整備率は年々上昇しているものの、依然として岩手県内でも低い水準となっています。（令和7年度末時点で計画策定時より 13.5 ポイント上昇）
- 公共下水道事業は、近年の建設資材の高騰などから整備が進まず、整備区域が郊外へ移行していることなどにより普及率も伸び悩んでいます。
- 一関市は中山間地域が広く人家の密集度が低いため、浄化槽で整備すべき人口比率が高く、今後は浄化槽の普及が重要となります。

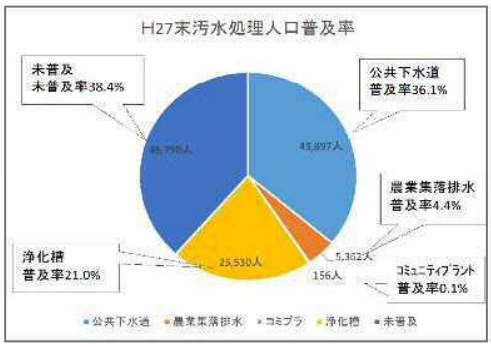

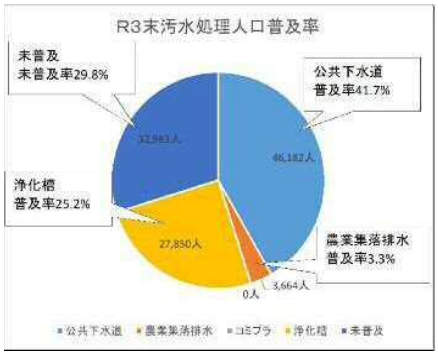

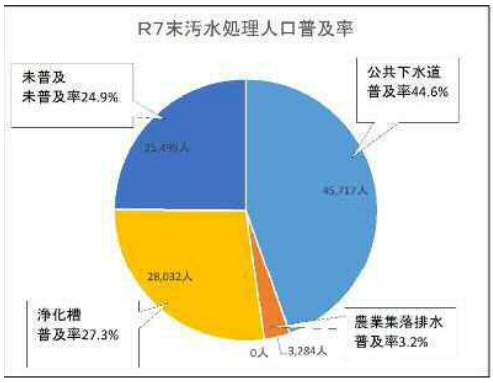

２　汚水処理施設整備の概要

①　集合処理区域

・ 公共下水道事業は7処理区のうち6処理区がほぼ完了し、一関処理区が整備中です。

・ 農業集落排水事業は7地区が完了しており、一関地域の西黒沢地区は令和9年度に公共下水道へ統合予定です。

・ 汚水処理施設整備状況を表Ⅱ．2に、整備図を図Ⅱ．2に示します。

②　個別処理区域

・ 浄化槽整備事業は令和7度末で設置基数 9,172 基 （個人設置型 9,046 基、市設置型 126 基）となっている。

※平成 28 年度から整備手法を個人設置型に統一して整備促進に取り組んでいます。

表Ⅱ．２

公共下水道事業整備状況

種別	地域名	事業名	処理区名	事業着手年度	供用開始年度	全体計画面積（ha）	H28末整備済み面積（ha）	R3末整備済み面積（ha）	R7末整備済み面積（ha）	整備率（%）	備考
公共下水道	一関	流域関連公共下水道	一関処理区	S56	H2	1,840.0	1,001.4	1,149.5	1,251.3	68.0%	整備中
	花泉	特定環境保全公共下水道	花泉処理区	H3	H7	160.9	142.7	142.7	142.7	88.7%	一部除き完　了
	大東	特定環境保全公共下水道	摺沢処理区	H6	H13	91.0	91.0	91.0	91.0	100.0%	完　了
			大原処理区	H13	H17	66.7	63.7	63.7	63.7	95.5%	一部除き完　了
	千厩	単独公共下水道	千厩処理区	H13	H23	113.3	63.8	95.1	104.7	92.4%	一部除き完　了
	東山	単独公共下水道	東山処理区	H6	H13	288.0	260.0	260.0	260.0	90.3%	一部除き完　了
	室根	－	－	－	－	－	－	－	－	－	計画なし
	川崎	特定環境保全公共下水道	川崎処理区	H11	H18	55.0	55.0	55.0	55.0	100.0%	完　了
	藤沢	－	－	－	－	－	－	－	－	－	計画なし
合計						2,614.9	1,677.6	1,857.0	1,968.4	75.3%	

農業集落排水事業整備状況

種別	地域名	事業名	処理区名	事業着手年度	供用開始年度	全体計画面積（ha）	整備済み面積（ha）	整備率（%）	備考
農業集落排水	一関	農業集落排水	（旧）黒沢地区	H6	H9	36	36	100.0%	H28下水道接続済
			西黒沢地区	H10	H14	19	19	100.0%	R9公共接続予定
	花泉	農業集落排水	原前地区	H7	H11	27	27	100.0%	R12公共接続予定
			白崖地区	H4	H6	25	25	100.0%	完　了
			日形地区	H6	H8	36	36	100.0%	完　了
	大東	農業集落排水	興田地区	H10	H13	27	27	100.0%	完　了
			猿沢地区	H14	H17	21	21	100.0%	完　了
	千厩	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	計画なし
	東山	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	計画なし
	室根	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	計画なし
	川崎	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	計画なし
	藤沢	農業集落排水	七日町地区	H9	H11	10	10	100.0%	完　了
			二日町地区	H14	H19	21	21	100.0%	完　了
合計						222.0	222.0	100.0%	

図Ⅱ．２

R8.8.20 市長協議後、槻本ルート入りの図面に差換え

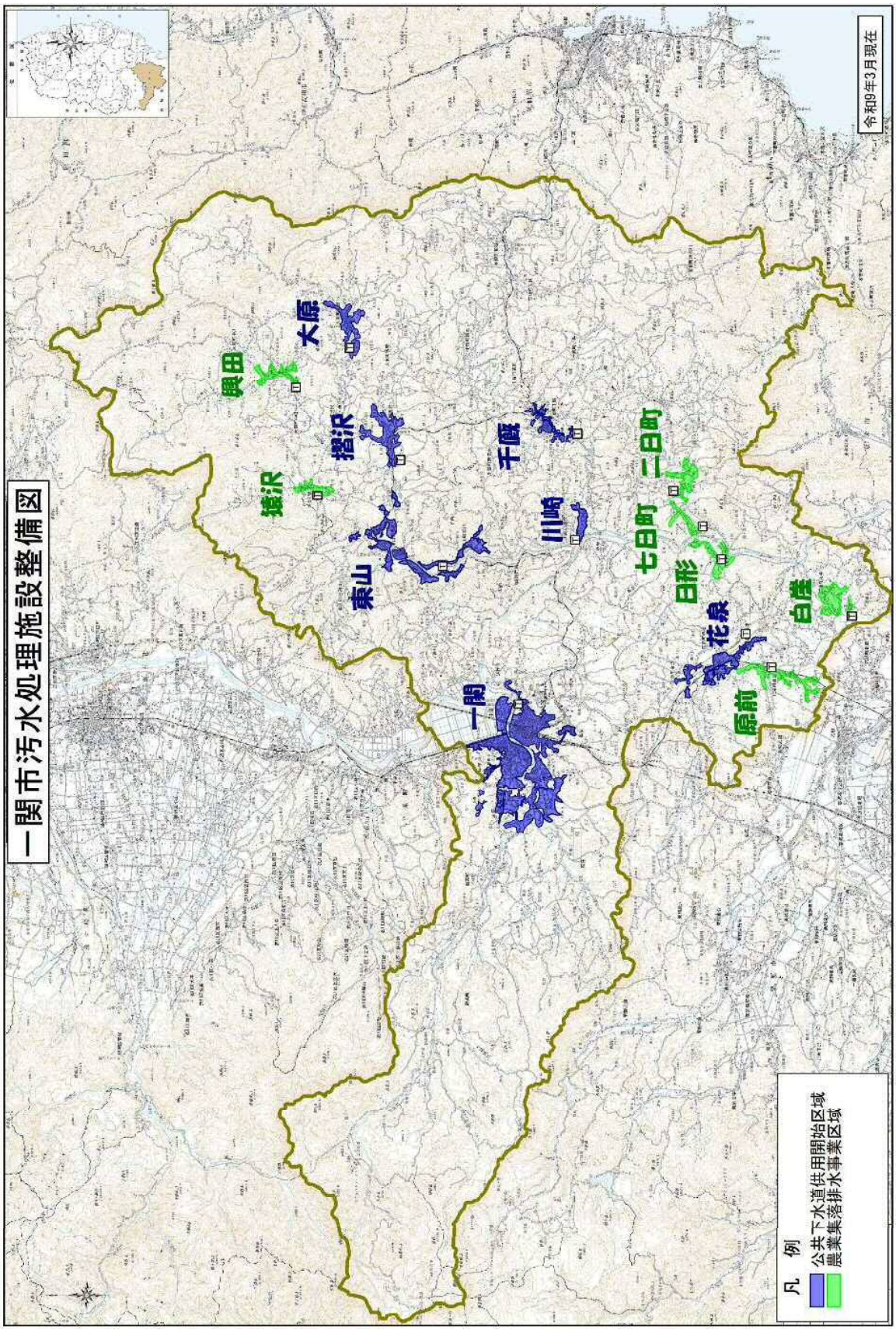

Ⅲ　一関市汚水処理施設整備計画

〈令和９～令和 18 年度〉

⑴ 公共下水道事業

令和9年度以降は、原則として下水道整備は行わず、浄化槽での汚水処理を行いますが、次のルートについては、以下によるものとします。

① 整備予定としていた赤荻沖線ルートのうち、工事が未着手である清水地区の一部は、令和9年度以降に下水道整備を実施します。

⑵ 農業集落排水事業

① 農業集落排水事業は8地区全てが完了しております。
藤沢地域の町地区は、平成 26 年度に実施した経済比較などの検討結果を踏まえ、「個別処理が最適」と判断し浄化槽での整備区域としております。

② 一関地域の黒沢地区はH28年度に公共下水道へ統合済み、同じく西黒沢地区はR9年度に公共下水道へ統合予定です。

③ その他7地区は、ランニングコストを抑えると共に施設の更新・改修時に規模の最適化を実施するなど施設管理の効率化を図ります。

⑶ 浄化槽整備事業

① 年間 150 基程度を計画し、適宜見直しを行っていきます。

② 汚水処理事業の早期概成を目指し、既存の支援制度見直しなどの検討を行い、普及促進策の充実を図ります。

1　一関市汚水処理施設整備計画の目標値

(1)　汚水処理人口普及率　　普及率元データ更新作業中

令和7年度末 75.1%の汚水処理人口普及率を整備計画(令和 18 年度)で　　%を目指します。

汚水処理人口普及率の目標値　　将来人口：一関市人口ビジョン(R2.10 改訂)の人口推計

	H27 年度（実績）	R3年度（実績）	R7年度（実績）	R18 年度（整備計画）
行政人口(人)	121,735	110,679	102,532	
汚水処理普及人口(人)	74,945	77,696	77,033	
汚水処理人口普及率(%)	61.6	70.2	75.1	

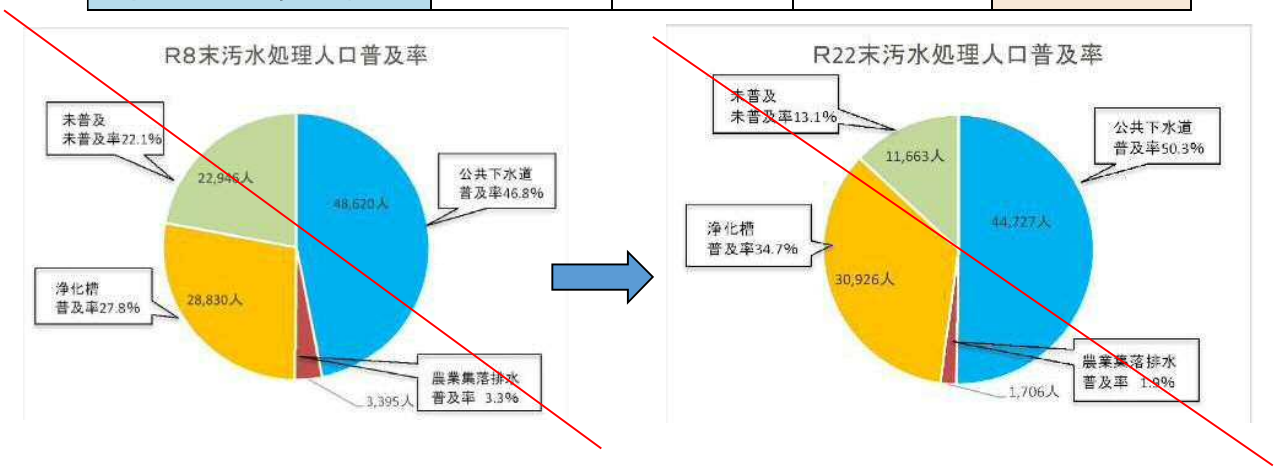

概成整備計画に合わせた円グラフを貼り付け↓

⑵　水洗化人口割合　　普及率元データ更新作業中

令和7年度末 71.9%の水洗化人口割合を整備計画(令和 18 年度)で　%を目指します。

水洗化人口割合の目標値　　将来人口：一関市人口ビジョン(R2.10 改訂)の人口推計

	H27 年度（実績）	R3年度（実績）	R7年度（実績）	R18 年度（整備計画）
行政人口(人)	121,735	110,679	102,532	
水洗化人口(人)	63,543	73,562	73,678	
水洗化人口割合(%)	52.2	66.5	71.9	

※　平成27年度末水洗化人口には下水道供用済み区域の浄化槽人口1, 295人を含んでいない。

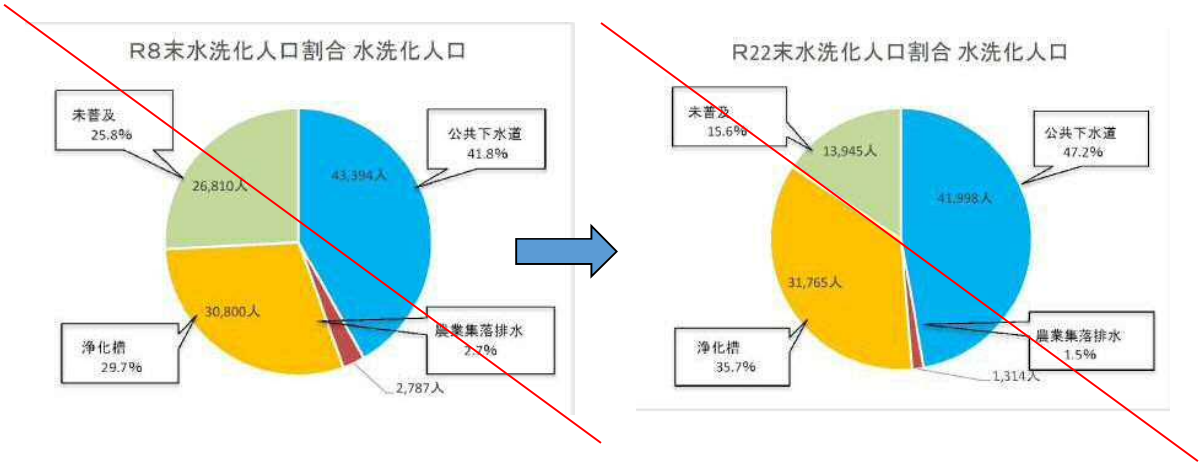

概成整備計画に合わせた円グラフを貼り付け↓

Ⅳ　一関市汚水処理施設整備計画の詳細

1　公共下水道一関処理区の計画

一関処理区は令和7年度末で 1251.3haを整備済みです。

一関処理区と隣接する農業集落排水施設の黒沢地区(36.0ha)は平成 28 年度に公共下水道へ統合済、西黒沢地区(19.0ha)は令和9年度に公共下水道へ統合します。

また、事業の達成状況を踏まえながら、ILCなどの関連事業の動向や都市計画用途地域との調整、地域の状況、開発計画など、社会・経済情勢の変化を見極め、必要に応じて計画を見直します。

整備計画面積を表Ⅳ．１－１に、整備人口及び世帯数を表Ⅳ．１－２に示します。

また、整備計画図を図Ⅳ．１に示します。

表Ⅳ．１－１　　（単位：ha）

区分	全体計画	整備面積		
		平成28(2016)年度末	令和7(2025)年度末	令和9～令和18年度（整備計画）
		（実績）	（実績）	
一関処理区	1,785.0	965.4	1,251.3	整備については社会・経済情勢による
農業集落排水との統合	55.0	36.0（黒沢地区）	－	19.0（西黒沢地区）
合計	1,840.0	1,001.4	1,251.3	19.0
整備面積の累計		1,001.4	1,251.3	1,270.3

表Ⅳ．１－２

区分	全体計画 ※		H28年度末整備実績		R7年度末整備実績		整備計画 ※2（R9～R18）		汚水処理施設整備計画 計画合計	
	整備人口（人）	整備世帯数（世帯）	整備人口（人）	整備世帯数（世帯）	整備人口（人）	整備世帯数（世帯）	整備人口（人）	整備世帯数（世帯）	整備人口（人）	整備世帯数（世帯）
一関処理区	37,830	20,217	31,017	13,486	33,556	14,135	513	193	513	193
※R6磐井川流域関連一関公共下水道事業計画変更の数値　　※2 農集西黒沢地区R7末時点数値										

２　公共下水道事業の処理区別計画（一関処理区を除く）

摺沢、川崎処理区は整備が完了しています。

花泉、千厩、大原、東山処理区は一部の農地や未開発地などを除いて概成しています。未整備区域は浄化槽整備による水洗化を進めます。

公共下水道事業の整備面積、今後の概算事業費について、表Ⅳ．３に示します。

また、花泉、千厩、大原、東山処理区の整備区域図を図Ⅳ．３－１～図Ⅳ．３－３に示します。

表Ⅳ．３

区　分		全体計画面積（ha）	事業認可面積（ha）	R7年度末整備面積（ha）	R7年度整備（実績）		汚水処理施設整備計画				備考
							R9～R18年度		計画合計		
					面積（ha）	事業費（百万円）	面積（ha）	事業費（百万円）	面積（ha）	事業費（百万円）	
一関処理区	公共下水道整備	1,785.0	1,389.2	1,215.3	16.6	828	－	－	－	－	
	農業集落排水との統合	55.0	55.0	36.0	－	－	19.0	100	19.0	100	（H28年度　黒沢地区） （R9年度　西黒沢地区）
	計	1,840.0	1,444.2	1,251.3	－	－	－	－	－	－	
千厩処理区		241.5	113.3	104.7	－	12	－	－	－	－	R7年度舗装復旧のみ実施
花泉処理区	公共下水道整備	160.9	160.9	146.7	－	－	－	－	－	－	
	農業集落排水との統合	27.0	27.0	－	－	－	－	－	－	－	（R12年度　原前地区）
	計	187.9	187.9	146.7	－	－	－	－	－	－	
東山処理区		288.0	268.4	260.0	－	－	－	－	－	－	
大原処理区		66.7	65.9	63.7	－	－	－	－	－	－	
摺沢処理区		91.0	91.0	91.0	－	－	－	－	－	－	整備完了
川崎処理区		55.0	55.0	55.0	－	－	－	－	－	－	整備完了
合　計		2,770.1	2,225.7	1,972.4	16.6	840.0	19.0	100.0	19.0	100.0	
※本表の全体計画面積、事業認可面積には統合予定の農業集落排水原前地区の整備面積を含んでいる											

３　農業集落排水事業の計画

事業着手した処理区はすべて整備が完了しています。

一関地域の黒沢地区（36.0ha）は平成 28 年度に公共下水道へ統合しました。

また、一関地域の西黒沢地区(19.0ha)を令和９年度、花泉地域の原前地区（27.0ha)を令和 12 年度にそれぞれ公共下水道へ統合予定とし、ランニングコストを抑えると共に施設管理の効率化を図ります。整備面積の推移を表Ⅳ．４に示します。

表Ⅳ．４　（単位：ha）

区　分		全体計画	整備面積			
地域	地区名		H27年度末（実績）	H28年度末（実績）	R7年度末（実績）	R9年度～R18年度（整備計画）
一関	黒沢地区	公共下水道へ統合	36.0	△ 36.0	△ 36.0	△ 36.0
	西黒沢地区	公共下水道へ統合	19.0	－	－	△ 19.0
花泉	原前地区	公共下水道へ統合	27.0	－	－	△ 27.0
	白崖地区	25.0	25.0	－	－	－
	日形地区	36.0	36.0	－	－	－
大東	興田地区	27.0	27.0	－	－	－
	猿沢地区	21.0	21.0	－	－	－
藤沢	七日町地区	10.0	10.0	－	－	－
	二日町地区	21.0	21.0	－	－	－

４　浄化槽整備事業の計画

⑴　浄化槽整備事業の計画

① 令和9年度以降は、原則として下水道整備は行わず、浄化槽での汚水処理を行います。

② 浄化槽整備事業は、令和7年度末9,172基の整備から新たな計画期間で累計10,700基の整備を目指します。

③ 平成28年度から取り組んでいた市設置型浄化槽を個人の財産として管理する個人設置型浄化槽への転換は令和9年4月１日で終了となります。なお、契約不適合責任1年6月間です。

⑵ 浄化槽の普及促進策

汚水処理事業の早期概成を目指し、既存の支援制度見直しなどの検討を行い、普及促進策の充実を図ります。

一関市汚水処理施設整備計画

発行:一関市上下水道部

下水道課

平成29年3月

（令和9年3月改訂）

021-8501　岩手県一関市竹山町 7 番 2 号

電話:0191-21-2111

資料３

第３回 一関市下水道事業等
経営審議会 資料（R8.8.27）

（案）

一 関 市

汚水処理計画・下水道事業経営戦略

令和９年３月

一　関　市

目　　次

第１章　汚水処理計画・
経営戦略策定にあたって
1　計画の位置づけ
2　計画期間
3　策定の対象事業
第２章　前汚水処理計画・経営戦略の総括
1　前汚水処理計画（H29～R8）の総括
2　前経営戦略（H29～R8）の総括　※次回
第３章　汚水処理の現状と課題
1　事業の概要
2　汚水処理施設整備の進捗状況について
⑴　下水道事業
⑵　農業集落排水事業
⑶　浄化槽事業
⑷　汚水処理施設管理事業
⑸　汚水処理（全事業）の普及状況
⑹　汚水処理（全事業）の水洗化状況
⑺　有収水量の状況
⑻　下水道事業における老朽化の状況
⑼　下水道関係職員の状況
⑽　汚水処理施設整備図
3　公共下水道等への接続と
浄化槽の設置状況について
4　汚水処理施設の維持管理について
5　汚水処理施設の災害への備えについて
6　汚水処理施設から発生する
資源の有効利用について
7　一関市内の河川の水質
第４章　将来像の実現に向けて
1　汚水処理施設の早期概成
2　公共下水道等への早期接続と
浄化槽の設置
3　計画的な汚水処理施設の更新と
災害に強い基盤づくり
4　効率的で安定した経営
5　下水道資源の有効活用の推進

第５章　将来の事業環境
1
2
3
4
5
6
■
第
第
1
2
3
3
第
1
2
第９章　進捗管理（フォローアップ）

経営戦略については
次回の審議会で協議予定です

第１章　汚水処理計画・下水道事業経営戦略策定にあたって

１　計画の位置づけ

⑴　汚水処理計画

①　一関市汚水処理計画は、現行の一関市総合計画（令和８（2026）年度から令和 17（2035）年度まで）の個別計画と位置づけ、汚水処理に係る新たな総合的な計画とします。

②　一関市総合計画に定める「暮らしやすい・住みやすい環境が整うまち」の実現を目指すため、汚水処理により実現したいまちの将来像、基本施策を示す計画とします。

③　将来予想される人口減少、厳しい財政状況、施設の老朽化などの重要な課題に適応した計画とします。

④　本市の汚水処理行政を、総合的かつ効果的、効率的に推進する計画とします。

⑤　この計画を通して、市民と汚水処理の考え方を共有することにより、事業の円滑な推進を図る計画とします。

⑥　この計画は汚水処理に係る計画であることから、公共下水道区域の雨水管理に関する計画は含めないものとします。今後、本市の雨水管理に関する計画については、治水関係部署と調整を図り策定する必要があります。

⑵　下水道事業経営戦略※1

一関市総合計画基本計画におけるまちづくり目標を達成するため【環境】【快適】【持続】の三つの柱を将来像に掲げ、「一関市汚水処理計画」と汚水処理施設の整備計画である「汚水処理施設整備計画※2」との整合を図ります。

２　計画期間

令和９（2027）年度～令和 18（2036）年度（10 年間）

■一関市汚水処理計画の位置づけ

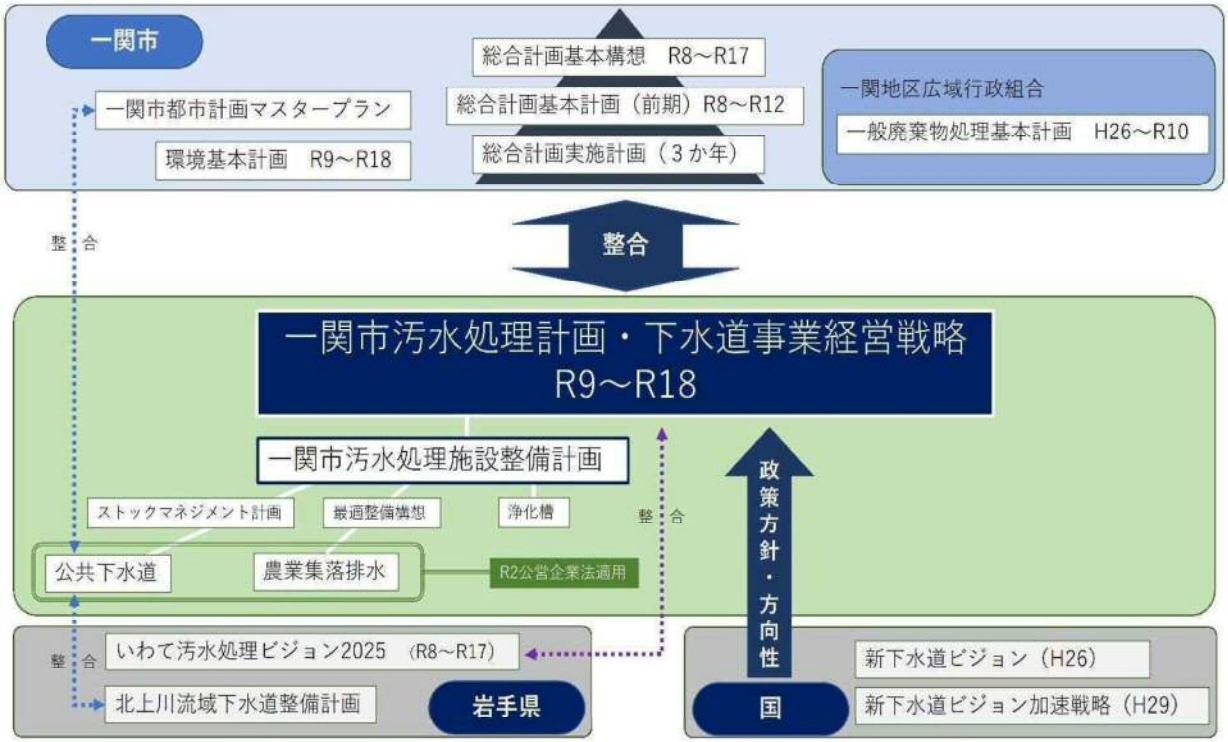

※１　下水道事業経営戦略

公営企業において、将来にわたり安定的に事業を継続することが可能となるよう、10 年以上を計画期間とする、事業経営の基本方針、投資・財政計画（収支計画）などを示す経営の基本計画です。

経営戦略は自治体ごとに策定を求められており、下水道事業に対する地方交付税措置の要件とされています。

※２　一関市汚水処理施設整備計画

都道府県構想策定マニュアルに基づき、岩手県では令和８年度（2026 年度）を目標年次とした概成アクションプラン及び令和 32 年度（2050 年度）を目標年次とした長期的整備・運営管理計画を定める次期県構想を策定しています。一関市においても同様の考え方で汚水処理施設の整備を推進するための計画を策定しています。

第２章　前汚水処理計画・下水道事業経営戦略の総括

１　前汚水処理計画（平成29年度～令和８年度）の総括

(1)　汚水処理施設の早期概成

①　令和８年度末の概成を目指し、次の３つの汚水処理事業を推進します

取組Ａ	公共下水道事業は、現在整備中の一関処理区と千厩処理区において概成※３に向けて事業を推進します。	
評価	順調	下水道の未普及対策事業としての管路整備工事は、千厩処理区は令和６年度に管路整備工事が完了し、一関処理区は令和８年度の事業概成に向けて進捗しています。 なお、一部工事未着手の区域は、引き続き管路整備工事を実施します。

取組Ｂ	農業集落排水事業は、新規整備は行わず、公共下水道との統合等を推進し、適正管理に努めます。	
評価	順調	令和８年度に西黒沢農業集落排水を公共下水道に接続予定であり、これにより一関処理区内の統合は完了となります。 花泉処理区の原前地区農業集落排水については、令和12年度に公共下水道への接続を予定しています。 以上のように、農業集落排水事業における施設の統廃合が進んでおり、その他の施設においても適正な管理が行われています。

取組Ｃ	浄化槽事業は、個人設置型とし、補助制度によりその整備を支援します。	
評価	順調	個人設置型浄化槽については、既存の補助制度を継続したほか、令和５年度からくみ取り槽等撤去費補助及び宅内配管工事費補助の拡充を実施しました。 また、令和８年度からは、浄化槽設置費補助（５人槽）、くみ取り槽等撤去費補助及び宅内配管工事費補助にかかる補助上限額の増額を行いました。

※３　概成
地域ニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること。

② 地域ニーズおよび周辺環境への影響を踏まえ概成を目指すため、効率的な整備手法に見直します。

取組A		一関処理区と千厩処理区については、「都道府県構想策定マニュアル※4」に基づき、経済性や地域の状況等を総合的に勘案し、他の計画との整合を図りながら、公共下水道と浄化槽の整備手法を見直します。
評価	完了	令和３年度の中間評価により、令和８年度までの整備ルートを14ルートから２ルートへ縮減しました。また、令和７年度の再評価の結果、令和９年度以降の整備予定区域は下水道整備を行わず、浄化槽整備区域とする方針としました。

取組B		整備手法の見直しにあっては、市民への十分な説明を行い、理解と協力を得ながら進めます。
評価	完了	令和９年度以降の下水道施設整備方針において見直しの対象となった地区を対象とした説明会を実施し、今後の汚水処理事業に対する意見等を受けました。

(2) 公共下水道等への早期接続と浄化槽の設置

① 市民一人ひとりの環境保全意識の高揚を図ります。

取組A		水環境と自然環境の保全の重要性について、イベント等による普及活動や広報等を通じ市民に広く周知します。
評価	順調	住宅祭でのＰＲブース設置や、下水道の日・浄化槽の日に合わせた市広報、地域コミュニティＦＭ、市公式LINEなどを活用し、汚水処理に関する普及・周知活動を実施しました。

取組B		環境衛生の関係部署と連携した環境保全や公衆衛生の活動により、市民の意識の高揚を図ります。
評価	順調	環境保全等を担当する部署と情報共有などを通して、市民に環境意識の高揚を図りました。市民一人ひとりの取り組みとするためには、他課とのイベントでの連携等、より拡大した取組が効果的であると考えています。

取組C		水環境と自然環境を守り育む一人ひとりの取り組みについて、市民と共に推進します。
評価	順調	毎年度水質検査計画を策定し、基本方針、検査地点、検査項目、検査頻度を定めました。

②　公共下水道等への接続や浄化槽設置に係る支援制度等を進めます

取組Ａ	公共下水道事業、農業集落排水事業の排水設備工事と、浄化槽設置工事等に対する支援制度を実施し、広報等により周知を図ります。
評価	順調	市広報の活用のほか、市ホームページへの掲載や指定工事店へのチラシ等の配布により周知活動を展開しました。令和６年度からは市公式LINEも活用しています。

取組Ｂ	未接続者等の課題やニーズを意向調査等により把握し、排水設備工事と浄化槽設置工事に対する支援制度の充実を図ります。
評価	おおむね順調	下水道未接続世帯や浄化槽未設置世帯に対し、訪問やアンケート調査により住民ニーズの把握に努めました。 浄化槽設置に対する支援として、令和５年度からくみ取り槽等撤去費、宅内配管工事費への補助を拡充し支援制度の充実を図りました。 令和７年度には下水道接続支援体制をさらに充実させるため、浄化槽から下水道へ切り替える際の補助制度として、浄化槽撤去費補助金を創設しました。

取組Ｃ	住宅リフォーム助成などの汚水処理事業以外の住宅に関連する支援制度について、関係部署と連携して周知を図ります。
評価	順調	毎年４月中旬に都市整備課が開催する住宅関連工事店や設計業務を行う業者への支援制度説明会において、住宅リフォームにおける支援制度の一つとして各種補助制度の説明と資料の配布を行いました。

取組Ｄ	工事費を抑える排水設備工事の提案や各支援制度の周知等、排水設備指定工事店などの民間と連携した取り組みを行います。
評価	順調	支援制度の周知チラシを工事店に配布し、工事店からも市民への周知を行ってもらいました。 排水設備計画確認通知書でも支援制度を利用するよう促したことで、市民が支援制度をスムーズに利用することができています。

※４　都道府県構想策定マニュアル
　平成26（2014）年１月に国土交通省、農林水産省、環境省の連名で示された「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」の略称。都道府県構想策定にあたって、汚水処理施設について10年程度を目処に概成を目指すことや20年から30年程度の長期的な整備・運営管理の観点を含めること等の方針が示されました。

⑶ 計画的な汚水処理施設の更新と災害に強い基盤づくり

① 汚水処理施設の効率的で適正な管理を進めます

取組Ａ	施設の更新需要を予測するストックマネジメント※５の手法により、計画的、効率的な施設管理を進めます。

評価	順調	平成28年度の一関市下水道課ストックマネジメント計画※６策定を皮切りに、下水道管路、処理場の点検、調査、施設の修繕、更新など計画的に実施してきました。 近年は、資材や燃料費の高騰による修繕費用の増加や更新予定にはない施設の突発的な故障が発生しています。 修繕費用の増加や突発的な事案により、随時の修繕計画の調整を余儀なくしているものの、概ね良好な施設管理ができています。

取組Ｂ	将来的な資産の状況や財政見通しを予測するアセットマネジメント※７の手法により、適正な資産管理を進めます。

評価	順調	ストックマネジメント及び最適整備構想※８に基づいた施設の更新等に係る費用を、財政見通しへの反映と併せ、実施計画による事業のローリングにより優先度や財源などを検討し、適正な資産管理に努めました。 施設の管理に係る人材確保は、汚水処理施設の管理を業者委託し職員と合わせ継続的かつ確実な人員確保を図っています。 技術の継承については、施設のこれまでの補修・更新履歴を参照して調査や工事手法を選定して実施しており、今後においても、これまでの実績を参照し進めていきます。

※５　ストックマネジメント
　汚水処理施設を有効に活用し長寿命化を図る体系的な手法のことです。

※６　ストックマネジメント計画
　長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を予測し、施設全体を俯瞰した維持管理により、施設改築事業を平準化・最小化することを目的とした計画のことです。

※７　アセットマネジメント
　汚水処理施設を資産として捉え、施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算制約を考慮して施設を計画的かつ、効果的に管理する手法のことです。

※８　最適整備構想
　農業集落排水施設の劣化状況等を調べる機能診断調査、及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想のことです。本市では平成26年度に策定済みです。

②　計画的な保守点検と施設更新や改築を行います。

取組Ａ	汚水処理施設の保守点検を計画的に実施し、修繕や改修について事前に把握するように努めます。
評価	順調	汚水処理施設の管理は業者委託をしており、受託者は定期的な保守点検を実施し施設管理者に点検結果を報告していることから、施設管理者は、汚水処理施設設備の修繕、改修時期について事前に把握しています。 汚水処理施設の保守点検は、ストックマネジメント計画と合わせ、汚水処理施設の稼働に支障が出ないよう順調に進められていると評価しました。

取組Ｂ	公共下水道では本市のストックマネジメント計画に基づき計画的な施設更新や改築を行います。
評価	順調	平成28年度一関市下水道課ストックマネジメント計画策定を皮切りに、下水道管路、処理場の点検・調査、施設の修繕・更新など計画的に実施しました。 近年は資材や燃料費の高騰による修繕費用の増加や更新予定ではない施設の突発的な故障が発生しています。 ストックマネジメント計画により計画的な施設更新を進めながら、突発的な事案に対しては随時計画内容を調整することで概ね良好な施設管理ができています。

取組Ｃ	農業集落排水では本市の最適整備構想に基づき計画的な施設更新や改築を行います。
評価	順調	平成26年度一関市農業集落排水施設最適整備構想策定（令和２年度一関市農業集落排水施設最適整備構想再編計画策定）を皮切りに、農集排管路・処理場の点検・調査、施設の修繕・更新など計画的に実施しました。 近年は資材や燃料費の高騰により修繕費用が増加傾向にあるものの、最適整備構想再編計画により計画的な施設管理と更新を行っています。

③　汚水処理施設の耐震化や災害時の事業が継続できる体制を整えます

取組Ａ	汚水処理施設の整備にあたり耐震化を進めます。
評価	遅延	令和６年度に一関市上下水道耐震化計画を策定しました。 令和11年度までに、被災した場合極めて大きな影響を及ぼす急所施設を最優先に、耐震化を実施する予定です。 下水道管路における令和７年度時点での耐震化率は55％ですが、計画策定時から進捗がないため、令和11年度までに耐震化率100％を目指し、対象下水道管路の耐震化の促進が必要と考えています。

取組Ｂ	平成27年度（2015年度）に策定した下水道ＢＣＰ（事業継続計画）※9に基づき災害時に事業が継続できる体制を整備します。
評価	順調	災害時の体制について、事業継続計画を作成し明記しています。 年に一度、発電機による排水ポンプ施設稼働など災害時の状況を想定した実践的な対応訓練を実施しており、定期的な訓練により、災害時の現場対応力や事業継続力が向上していると評価しました。

(4)　効率的で安定した経営

①　経営戦略の策定と地方公営企業法適用への移行を進めます

取組Ａ	本計画に基づき一関市下水道事業経営戦略を策定し、施策を推進します。
評価	完了	平成29年度に一関市下水道事業経営戦略を策定し、令和４年度に見直しを行いました。

取組Ｂ	公共下水道事業と農業集落排水事業は令和２年４月に地方公営企業法適用へ移行します。
評価	完了	令和２年４月１日より地方公営企業法を全部適用しました。

取組Ｃ	地方公営企業会計の導入により財政状況と資産管理の明確化を図ります。
評価	順調	公営企業会計となったことで、財務諸表等による財政状況の把握と資産管理が明確化され、経営を担ううえで重要な各指標による管理が可能となりました。

※９　下水道ＢＣＰ（事業継続計画）
　ＢＣＰ（事業継続計画）とは、事業の継続に影響を与える事態が発生した場合においても、許容限界以上のレベルで事業を継続させ、許容期間内に業務レベルを復旧させることを目的に策定する計画のことです。

②　将来的な経営を見通した施設の統廃合や組織体制を見直します

取組Ａ	農業集落排水施設では最適整備構想を基本に黒沢地区の公共下水道への接続など施設の統廃合を進めます。
評価　順調	黒沢地区は、平成28年度に公共下水道に接続し効率的な管理体制により維持されています。 西黒沢地区についても、令和８年度に公共下水道に統合予定となっています。 また、施設適正化については、令和２年度に白崖クリーンセンター、令和５年度に日形クリーンセンターのダウンサイジングを実施しました。

取組Ｂ	農業集落排水施設では遠方監視装置の統合を進め管理の効率化を図ります。
評価　完了	西部、東部ともに統合を完了しました。

取組Ｃ	経費の節減、危機管理能力の維持・向上及び技術の継承のため、効率的な組織体制の見直しを進めます。
評価　順調	令和６年度に組織の見直しを行い、管理経営部門を経営総務課に集約し、上下水道事業の統一的な経営管理を目指しています。

③　中長期的な経営見通しを反映した使用料の適正化を図ります

取組Ａ	中長期的な経営見通しを基に使用料収入により安定した経営ができる適正な使用料体系に見直しを行います。
評価　順調	算定に必要な経費の研究や、周辺自治体並びに全国の事業体における事例などを参考に、使用料金の改訂の必要性の検討を行っています。

⑸　下水道資源の有効活用の推進

①　汚泥などの下水道資源※10の有効活用を進めます

取組Ａ	現在、消化ガスやセメント材料、肥料の材料として利用している汚水処理施設から発生する汚泥については、引き続き利用します。 また、今後、未利用資源を含め、より効率的な利用が図れるように他自治体の例等を参考にしながら取り組んでいきます。	
評価	順調	一関浄化センターにおける消化ガスの再利用や汚水処理施設から排出される汚泥にかかる利用に取り組んでおり、また、他自治体等の下水汚泥の利用に係る情報収集を通じ、本市においても取り組めるような手法について研究しています。

取組Ｂ	下水道資源の利活用は、「一関市資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」※11の方針に基づき取り組み、関係部署と総合的な調整を図りながら推進します。	
評価	順調	「一関市資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」（令和３年度～７年度）及び「一関市環境基本計画」の方針に基づき、汚水の適正処理に向けた下水道施設の整備や適正管理を行いました。 積極的な施設利用を促すとともに、浄化槽の普及促進に努めました。

※10　汚水処理施設から発生する下水道資源
　下水道の処理場などで汚泥を処理する段階で発生するガスは、発電や燃料として利用できます。また、汚泥は肥料やセメント材料へ利用できます。

※11　一関市資源・エネルギー・循環型まちづくりビジョン
　本市の豊かな環境を次世代に引き継ぐため、地域内で資源やエネルギーが循環するまちづくりに向け、実態把握や廃棄物の減量化、地域内で生み出されたエネルギーの利活用などについての方向性を示した計画で、平成28年度から令和７年度までの計画期間で取り組んだものです。

第３章　一関市の汚水処理の現状と課題

１　事業の概要

当市の下水道事業※12 は、昭和 56 年に旧一関市の「磐井川流域関連一関公共下水道事業」への着手を皮切りに、千厩、東山地域は公共下水道事業で、花泉、大東、川崎地域は特定環境保全公共下水道事業※13 でそれぞれ整備を進めてきました。現在は、一関地域と千厩地域のみ整備を行っており、実施にあたっては、告示した事業計画に沿って年度ごとに検証しながら、効率的な整備に努めています。

農業集落排水事業※14 は、平成 4 年の旧花泉町の着手を皮切りに、一関、藤沢、大東地域で整備を行い、平成 19 年度の旧藤沢町の二日町地区を最後に整備は完了しています。室根地域においては、下水道の処理区域、農業集落排水施設の処理区域はなく、地域内すべてを個人が設置する浄化槽で処理を行っています。

平成 17 年９月の市町村合併により、新一関市が誕生し、合併直後は、旧市町村ごとに異なる使用料の体系をとっておりましたが、平成 20 年４月に公共下水道と農業集落排水施設の使用料の改定を行い、全ての地域で統一した使用料体系となりました。

平成 23 年９月には、藤沢町と合併し、８地域の広大な面積を持つ市となりました。平成 28 年４月からは、藤沢地域の農業集落排水施設と汚水処理施設の使用料を他の地域と同様の金額とし、すべての地域で共通した金額になりました。

令和２年４月には、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業に地方公営企業法を適用し、新たに「一関市下水道事業会計」として、経営状況や財政状況をより明確にするとともに、経営の健全化、効率化を図りながら事業運営に努めています。

令和７年度末において、公共下水道は３つの処理区で２つの処理施設、特定環境保全公共下水道は４つの処理施設、農業集落排水施設は８つの処理施設を所有し、管の長さは全体で約 509 キロメートルとなっています。

※12　下水道事業
　国土交通省が所管する事業で、都市部の生活排水と雨水を処理する事業です。
　下水道事業には「公共下水道事業」と「特定環境保全公共下水道事業」の２事業があります。

※13　特定環境保全公共下水道事業
　一つの市町村の都市計画区域外で行う下水道事業で、市町村が事業主体となります。

※14　農業集落排水事業
　農林水産省が所管する事業で、農村部の農業用水の水質改善などを目的に生活排水を処理する事業です。

２　汚水処理施設整備の進捗状況について

当市の生活排水の処理は、下水道、農業集落排水施設、浄化槽、汚水処理施設の４つの方法で行っています。

(1)　下水道事業（国土交通省所管）

下水道事業とは、都市部の生活排水と雨水を処理する事業です。

当市では、分流式下水道として、生活排水を汚水用の管路で集めて処理を行っています。

■　令和７年度末の下水道事業整備状況（全体）

項目	内容
計画面積	2,743.1 ㌶
整備面積	1972.4 ㌶
管路延長	427 キロメートル
整備率	71.9%
計画人口	49,830 人
汚水処理人口	45,717 人
汚水処理人口普及率	44.6%
水洗化人口	40,763 人
水洗化率	89.2%
年間有収水量	3,825,797 ㎥/年
地方公営企業法の適用	適用（令和２年４月移行済み）

※処理場の規模を表す計画人口は、区域内に住んでいる人口に加え、店舗や事業所などから排出される汚水の量を人口に換算した数値を含んでいます。

■　令和７年度末の汚水処理施設の整備進捗状況

下水道事業は７処理区で実施しており、そのうち、花泉処理区、大原処理区、摺沢処理区、千厩処理区、東山処理区、川崎処理区の整備は一部を除き完了しています。

整備事業を継続している、一関処理区の整備率※15 は令和７年度末現在68.0％であり、整備率は年々上昇しているものの、依然として岩手県内でも低い水準となっています。

一関市は中山間地域が広く人家の密集度が低いため、浄化槽で整備すべき人口比率が高く、今後は浄化槽の普及が重要となります。

各地域の整備状況は以下の表のとおりです。

○　一関地域は、流域下水道※16 を整備中で、農業集落排水施設の整備は完了し、それ以外の区域では個人設置型浄化槽による汚水処理を進めています。

○　花泉地域は、特定環境保全公共下水道※17 、農業集落排水施設の整備が完了し、それ以外の区域では個人設置型浄化槽により汚水処理を進めています。

○　大東地域は、特定環境保全公共下水道と農業集落排水施設の整備は完了し、それ以外の区域では個人設置型浄化槽の整備を進めています。

○　千厩地域は、単独公共下水道の整備は完了し、それ以外の区域では個人設置型浄化槽による汚水処理を進めています。

○　東山地域は、単独公共下水道の整備は完了し、それ以外の区域では個人設置型浄化槽の整備を進めています。

○　室根地域は、個人設置型浄化槽による汚水処理を進めています。

○　川崎地域は、特定環境保全公共下水道の整備は完了し、それ以外の区域では個人設置型浄化槽の整備を進めています。

○　藤沢地域は、農業集落排水施設の整備は完了し、それ以外の区域では個人設置型浄化槽の整備を進めています。（一部、汚水処理施設管理事業（一般会計）で実施。）

※15　整備率

整備済面積の全体計画面積に占める割合をいいます。

（令和７年度末　整備済面積 1,972.4ha÷全体計画面積 2,743ha=71.9%　）

※16　流域下水道

複数の市町村にまたがり行う下水道事業で、県が事業主体となります。一関市の場合、平泉町とつながっている一関地域が該当します。

※17　特定環境保全公共下水道事業

一つの市町村の都市計画区域外で行う下水道事業で、市町村が事業主体となります。

■　令和７年度末の下水道事業整備状況（汚水のみ・地域ごと）

地域	事業名	処理区	事業着手年度	供用開始年度	全体計画面積(ha)	整備済み面積(ha)	整備率(%)	備考
一関	流域関連公共下水道	一関	昭和 56 年	平成 2 年	1,840.0	1251.3	68.0	整備中
花泉	特定環境保全公共下水道	花泉	平成３年	平成 7 年	160.9	142.7	88.7	一部除き完了
大東	特定環境保全公共下水道	摺沢	平成 6 年	平成 13 年	91.0	91.0	100.0	完了
		大原	平成 13 年	平成 17 年	66.7	63.7	95.5	一部除き完了
千厩	単独公共下水道	千厩	平成 13 年	平成 23 年	113.3	104.7	92.4	一部除き完了
東山	単独公共下水道	東山	平成 6 年	平成 13 年	288.0	260.0	90.3	一部除き完了
室根	―	―	―	―	―	―	―	計画無
川崎	特定環境保全公共下水道	川崎	平成 11 年	平成 18 年	55.0	55.0	100.0	完了
藤沢	―	―	―	―	―	―	―	計画無
合計					2,614.9	1,968.4	75.3	

⑵　農業集落排水事業（農林水産省所管）

農業集落排水事業とは、農村部の農業用水の水質改善などを目的に生活排水を処理する事業です。

■　令和７年度末の農業集落排水施設整備状況（全体）

項目	内容
計画人口	7,220 人
汚水処理人口	3,284 人
汚水処理人口普及率	3.2%
水洗化人口	2,773 人
水洗化率	84.4%
地方公営企業法の適用	適用（令和２年４月移行済み）

■　令和７年度末の汚水処理施設の整備進捗状況

農業集落排水事業は８処理区で整備完了しています。

効率的な経営を推進するため、下水道への統合や、施設のダウンサイジングなどを進めています。

■　令和７年度末の農業集落排水施設整備状況（地域ごと）

地域	処理区	事業着手年度	供用開始年度	全体計画面積(ha)	整備済み面積(ha)	整備率(%)	備考
一関	黒沢	－	－	－	－	－	H28 下水道接続
	西黒沢	平成 10 年	平成 14 年	19	19	100	R9 下水道接続予定
花泉	原前	平成 7 年	平成 11 年	27	27	100	R12 下水道接続予定
	白崖	平成 4 年	平成 6 年	25	25	100	完了
	日形	平成 6 年	平成 8 年	36	36	100	完了
大東	興田	平成 10 年	平成 13 年	27	27	100	完了
	猿沢	平成 14 年	平成 17 年	21	21	100	完了
千厩	－	－	－	－	－	－	計画無
東山	－	－	－	－	－	－	計画無
室根	－	－	－	－	－	－	計画無
川崎	－	－	－	－	－	－	計画無
藤沢	七日町	平成 9 年	平成 11 年	10	10	100	完了
	二日町	平成 14 年	平成 19 年	21	21	100	完了
合計				186	186	100	

⑶　浄化槽事業（環境省所管）

浄化槽事業とは、公共下水道もしくは農業集落排水施設が整備されていない地域で、河川等の水質の汚れを防止し、快適な生活環境を保つため、し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽の設置を進める事業です。

■　令和７年度末の浄化槽事業の整備状況（全体）

項目	内容
汚水処理人口	28,032 人
汚水処理人口普及率	27.3%
水洗化人口	28,032 人
地方公営企業法の適用	非適用

■　令和７年度末の汚水処理施設の整備進捗状況

浄化槽事業は平成元年度から個人設置型浄化槽整備事業※18 が始まり、平成 14 年度からは、市町村設置型浄化槽整備事業※19 も導入され、令和７年度末の整備基数は 9,172 基となっています。平成 24 年度に個人設置型浄化槽の設置に係る補助金の嵩上げにより一時的に年間の設置基数が増えましたが、その後、年間設置基数は減少しているところです。

今後、浄化槽設置に係る負担の軽減や放流先の確保など、浄化槽を設置しやすい環境づくりが必要です。

※18　個人設置型浄化槽整備事業

個人が設置する浄化槽の設置費用に対し、補助金で支援する事業をいいます。

※19　市町村設置型浄化槽整備事業

利用を希望する個人の敷地に、市町村が浄化槽を設置管理する事業をいいます。

住宅所有者等は工事費用の一部を受益者分担金として負担し、維持管理費分として使用者が使用料を負担しています。

■　令和７年度末の浄化槽事業の整備状況（地域毎）

地域	事業名	事業着手年度	整備済(基)
一関	個人設置型	平成３年	3,098
花泉	個人設置型	平成３年	1,152
大東	個人設置型	平成４年	443
	市設置型	平成14年	714
千厩	個人設置型	平成元年	1,263
東山	個人設置型	平成３年	164
	市設置型	平成14年	289
室根	個人設置型	平成４年	684
234 川崎	個人設置型	平成３年	214
	市設置型	平成14年	234
藤 873 沢	個人設置型	平成３年	917
合計 7490	個人設置型		7,935
	市設置型		1,237
	個人設置型＋市設置型		9,172

※　平成27年度までの浄化槽の整備は、市が設置する手法と個人が設置する手法の２種類で行ってきました。個人で設置する手法は、市が設置した場合に比べて浄化槽を維持管理する費用が抑えられることなどから、平成28年度から市が設置する手法をやめ、個人が設置する手法のみで整備を進めています。

⑷　汚水処理施設管理事業

住宅団地などの生活排水を処理するために設置した市営の汚水処理の事業です。

市内には、藤沢地域のサンパルナ名生城があります。

■　令和７年度末の汚水処理施設管理事業の整備状況

汚水処理人口	172 人
汚水処理人口普及率	0.2%
水洗化人口	172 人
地方公営企業法の適用	非適用

※　【サンパルナ名生城】は「浄化槽法」に基づいて設置された浄化槽です。

■　令和７年度末の汚水処理施設の整備進捗状況

汚水処理施設管理事業は整備が完了しています。

⑸　汚水処理（全事業）の普及状況（令和８年３月 31 日現在）

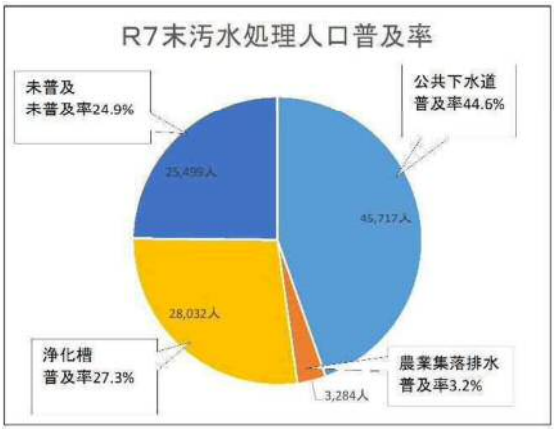

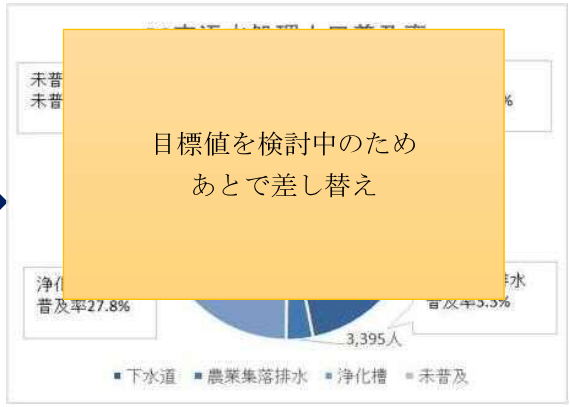

下水道や農業集落排水施設が整備された区域に住む人口とそれ以外の区域で浄化槽を整備した人口を合わせた【汚水処理人口】は、令和７年度末で 77,033 人となっています。市の人口 102,532 人に占める汚水処理人口の割合【汚水処理人口普及率】は 75.1％となっており、岩手県全体の 86.5％に比較すると、まだ低い水準にあります。

一関市汚水処理計画では、令和 18 年度における【汚水処理人口】を○○人とし、【汚水処理人口普及率】を○○％にすることを目標としています。

※　用語の解説

【汚水処理人口】・・・下水道が使える区域に住む人口+浄化槽整備した人口

【汚水処理人口普及率】・・・汚水処理人口／一関市の人口

【水洗化人口】・・・・トイレを水洗化した人口+浄化槽を整備した人口

【水洗化率】・・・・・水洗化人口／汚水処理人口

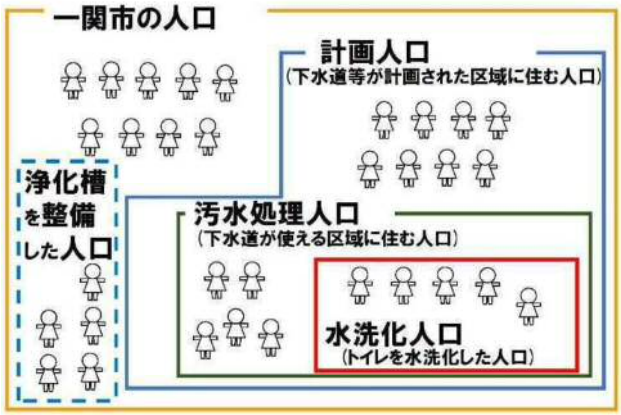



⑹　汚水処理（全事業）の水洗化状況

令和７年度末における水洗化人口は、下水道 40,763 人、農業集落排水施設 2,773 人、浄化槽 28,032 人の計 71,568 人です。

下水道などを使える区域に住む人口と浄化槽を整備した人口を合わせた汚水処理人口 77,033 人のうち、実際にトイレを水洗化した人口 71,568 人の割合【水洗化率】は、92.9%となっています。

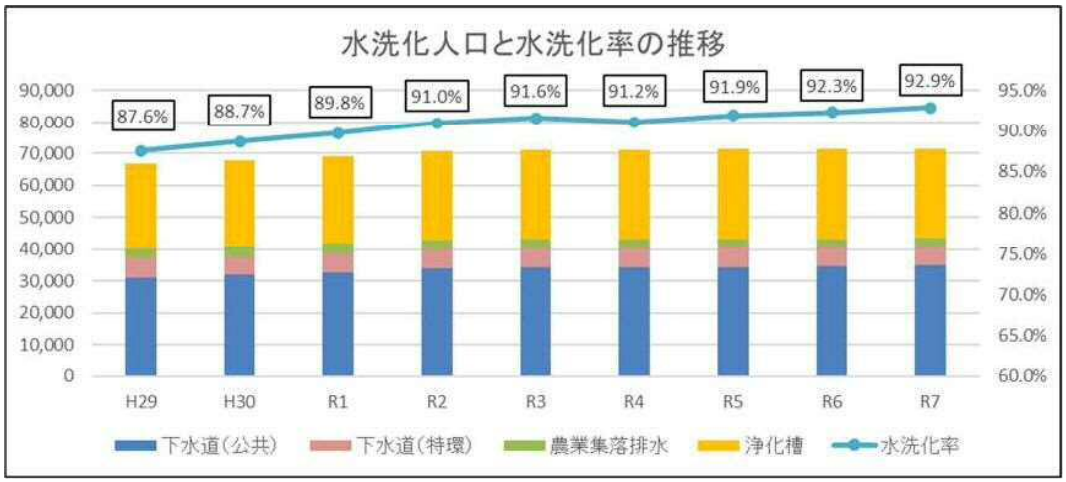

(7)　有収水量の状況

水道の浄水場から送られた水のうち、実際に使用されて水道料金の対象となったものを【有収水量】と言い、下水道使用料は、基本的にこの水量を対象として算定しています。

令和７年度の下水道事業・農業集落排水事業の有収水量は、約 4,052 千㎥、一日あたりに換算すると 11,101 ㎥となり、一関水泳プール（1,418.74 ㎥）の約 7.8 個分です。



『下水道使用料の対象となった水量』を『整備された区域でトイレを水洗化した人口と１年間の日数』で割り返した【一人一日あたりの使用水量（リットルに換算）】は、平成 27 年度では 282 リットルだったのに対し、令和７年度では 255 リットルと減少しています。（令和７年５月から導入された隔月検針によりＲ７年度のみ 11 か月分の使用水量となっている）

その理由として、節水意識が高まったことや、節水機能を持った製品が普及してきたこと、高齢化世帯の増加による使用水量の減少などが考えられます。

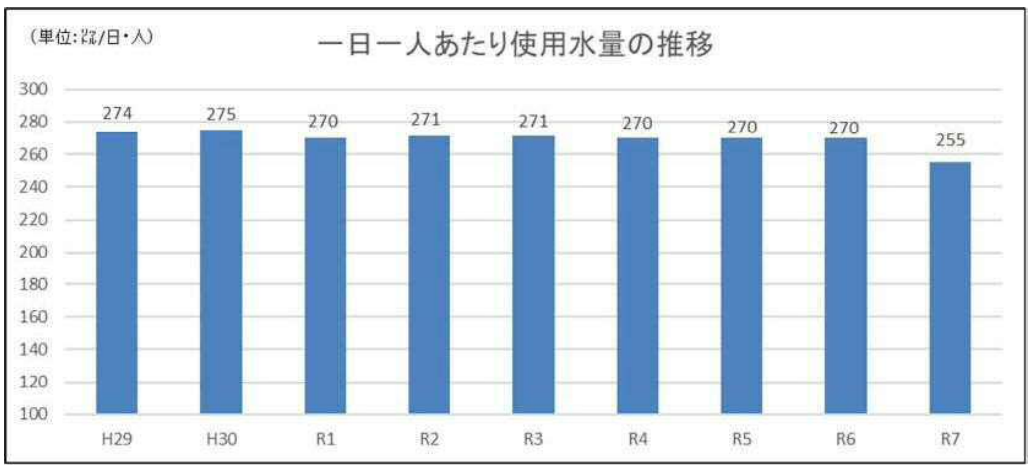

⑻　下水道事業における老朽化の状況

下水道や農業集落排水施設のうち、供用開始から 20 年以上が経過したものは、施設の置かれた環境によりコンクリートの劣化など、施設や設備そのものの老朽化が進行しています。

また、使用されている部品の製造が終了するなどの理由から、ある程度の時間の経過と共に更新の必要に迫られます。

老朽化対策については、資産の状態が「緊急に修繕が必要なもの」か「更新年度を引き伸ばすことができるか」などを判断しながら、一関市ストックマネジメント計画等に基づき対応していきます。

①　下水道管の状況

これまで整備を行った下水道管の長さは、416 ㎞となっています（農業集落排水統合分を除く）。

整備を行った年度によって、整備した下水道管の長さに差があることから、更新が必要となる時期に偏りがでることが想定されます。

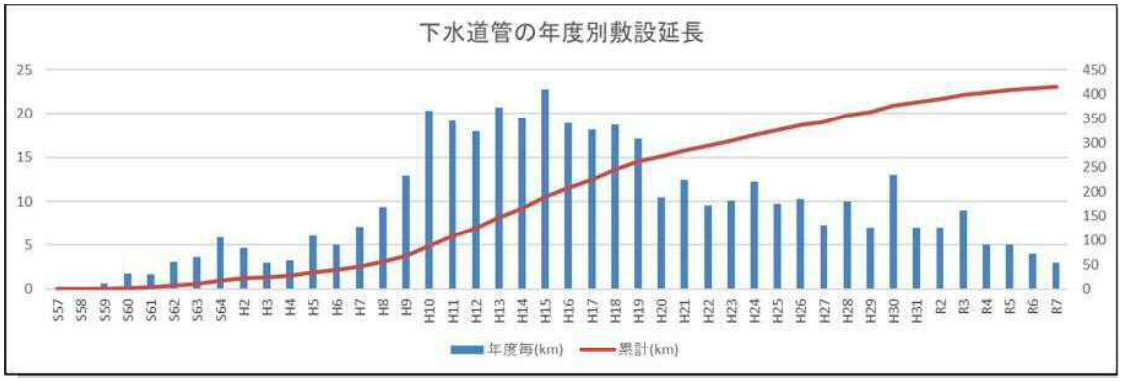

② 処理場の状況

本市における処理場のうち、岩手県が所有する一関浄化センターは供用開始から36年、市が所有する花泉クリーンセンターは運転開始から31年が経過している状況です。

（令和７年度末現在）

処理場名	事業着手年度	供用開始年度	経過年数
一関浄化センター（岩手県）	昭和56年	平成２年	36年
花泉クリーンセンター	平成３年	平成７年	31年
摺沢浄化センター	平成６年	平成13年	25年
大原浄化センター	平成13年	平成17年	21年
千厩浄化センター	平成13年	平成23年	15年
東山浄化センター	平成６年	平成13年	25年
川崎浄化センター	平成11年	平成18年	20年

⑼ 下水道関係職員の状況

下水道関係の職員数は減少傾向にあり、平成27年度の23人から徐々に減少し、令和２年度の地方公営企業への移行時には、組織改編も併せて行ったことで大幅に減少しました。

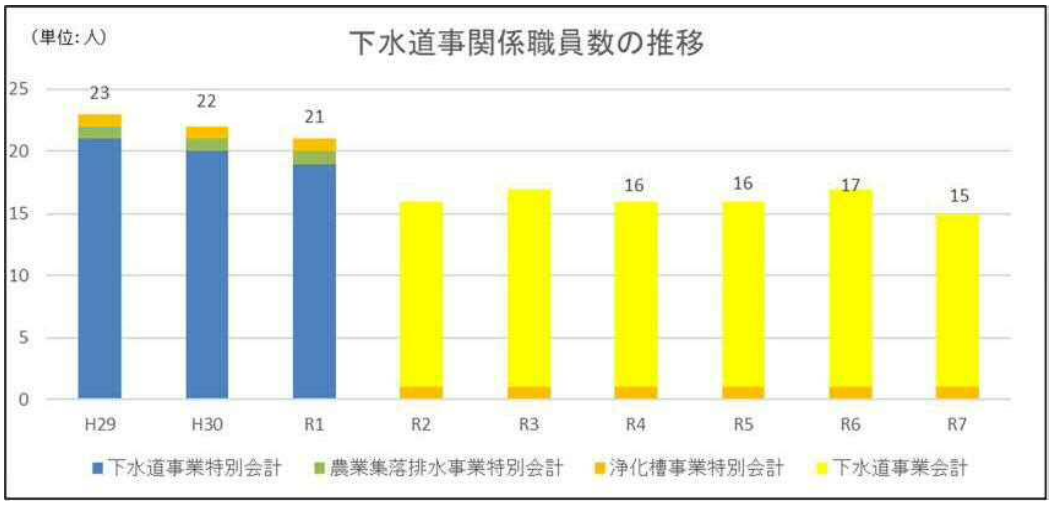

⑽　汚水処理施設整備図（令和９年３月現在）

一関市における汚水処理施設の整備図は次のとおりです。

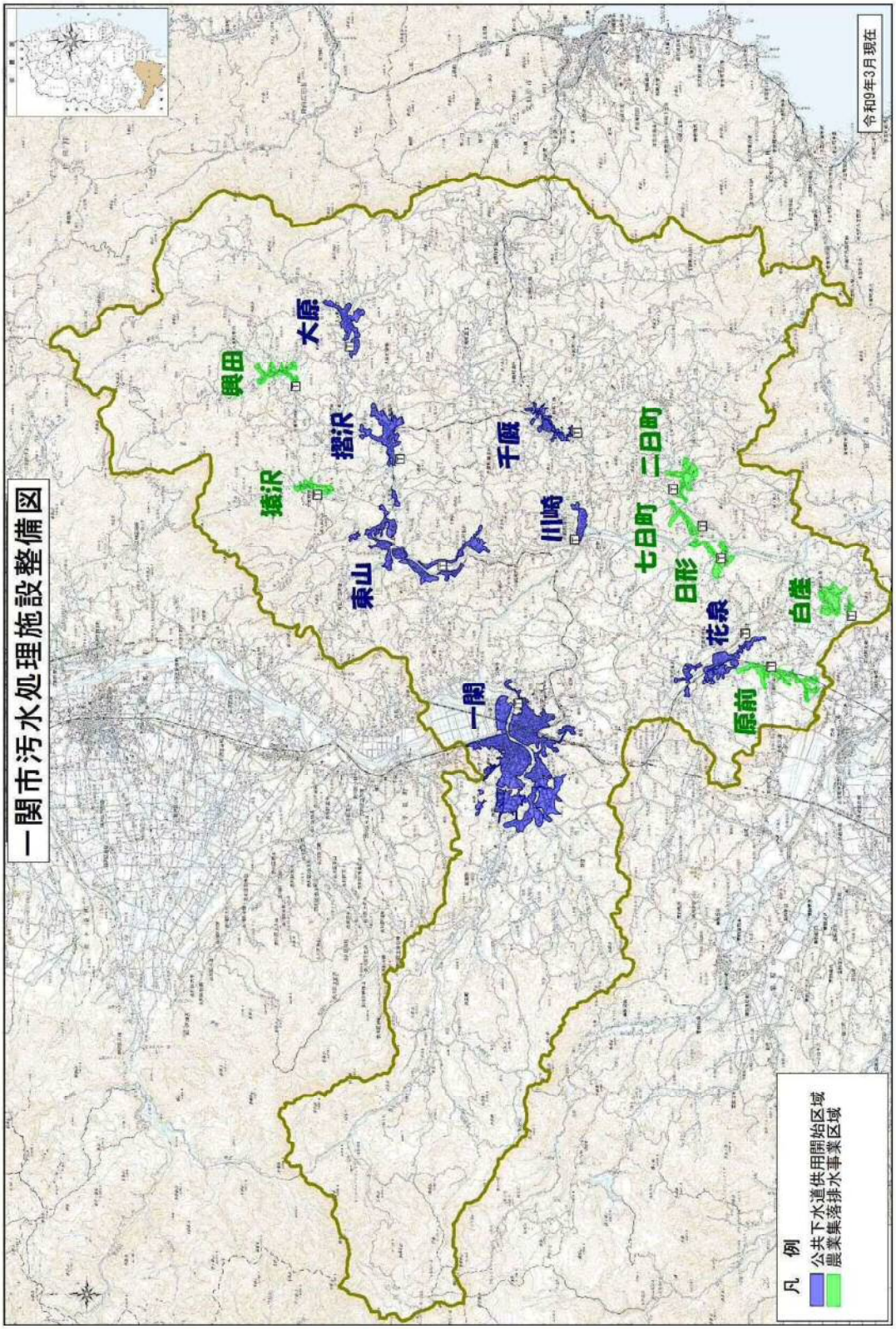

３　公共下水道等への接続と浄化槽の設置状況について

本市の水洗化人口※20 は令和７年度末で、下水道 40,763 人、農業集落排水 2,773 人、浄化槽 30,142 人、合計 73,678 人で、住民基本台帳人口 102,532 人に占める割合（水洗化人口割合※20 ）は 71.9％となっており、岩手県全体○○％（R7 年度末）と比較し低い水準にあります。

■　令和７年度末の水洗化人口割合

岩手県	一関市	備考
%	71.9%	岩手県内 14 市のうち、○番目です。

⑴　下水道や農業集落排水施設への接続

令和７年度末現在の水洗化率※21 は、下水道が 89.2%（岩手県○○%）、農業集落排水施設が 84.4%(岩手県○○%)と、接続が進んでいない状況です。

その理由としては、排水設備工事※22 の費用が嵩むことなどから接続が進まないことなどがあげられます。

下水道と農業集落排水施設の排水設備工事確認申請件数の推移は次の表のとおりで、震災や消費増税などの社会情勢の影響を受けておりますが、年間 400 件前後で推移しております。

■　排水設備工事確認申請件数の推移　　単位：件

年度	R3	R4	R5	R6	R7
公共下水道	422	集計中			
農業集落排水施設	11				

⑵　浄化槽の設置

浄化槽の設置については個人設置型に統一するとともに、浄化槽を設置する際の補助率の嵩上げなどを行っていますが、次の表のとおり各年度の設置基数が減少する傾向にあり、令和５年度には、くみ取り槽等撤去費補助金や宅内配管工事費補助の支援制度の充実を図ったところです。

■　浄化槽設置工事基数の推移　　単位：基

年度	R3	R4	R5	R6	R7
浄化槽設置基数	201	181	146	159	116

※20　水洗化人口、水洗化人口割合

水洗化人口とは下水道や農業集落排水施設が整備された区域で水洗化した人口と、それ以外の地域で浄化槽を整備した人口のことをいい、水洗化人口割合とは住民基本台帳人口に占める水洗化人口の割合をいいます。（一関市の計算：令和７年度末　水洗化人口

73,678 人÷住民基本台帳人口 102,532 人=71.9%）

※21　水洗化率

下水道や農業集落排水施設が整備された区域で水洗化した人口のその区域に居住する人口に占める割合をいいます。「接続率」ともいいます。

（下水道：令和７年度末　水洗化人口 40,763 人÷整備区域居住人口 45,717 人=89.2%）

（農業集落排水:令和７年度末　水洗化人口 2,773 人÷整備区域居住人口 3,284 人=84.4%）

※22　排水設備工事

建物からの汚水を下水道等へ流すために設置する排水管やますなどを「排水設備」といいます。一般的に、ご家庭の台所、風呂、トイレなどの排水器具から最終ます（公共汚水ます）までの部分をいいます。

■　汚水処理施設の整備区分、管理区分、支援制度イメージ図

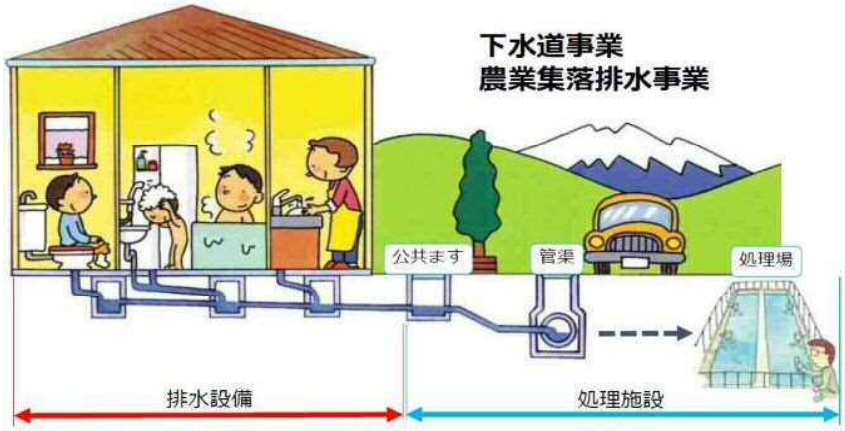

排水設備	処理施設
・個人が設置管理 ・設置費用に対する補助あり 【下水道接続促進事業費補助金】 【融資あっせん利子補給補助金】	・市が整備管理 ・利用者は分負担金、使用料が発生

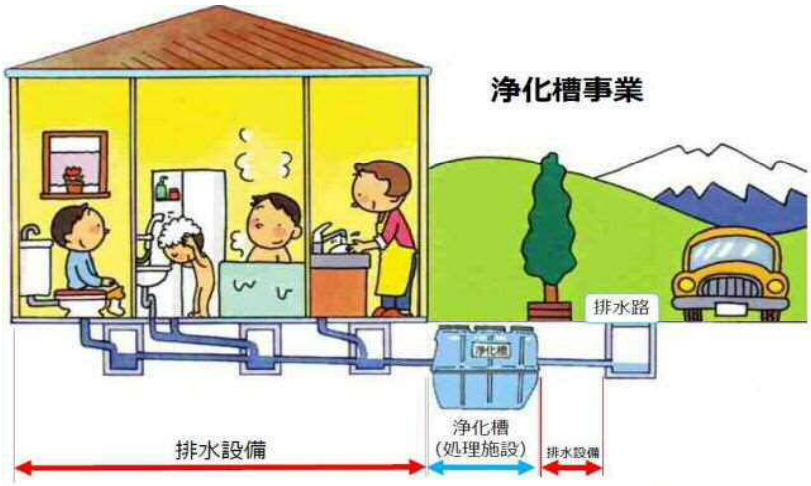

排水設備	浄化槽
・個人が設置管理 ・設置費用に対する補助あり 【融資あっせん利子補給補助金】 【放流管補助金】	・個人が設置管理 ・設置費用等に対する補助あり 【浄化槽設置費補助金】 【浄化槽修繕費補助金】

４　汚水処理施設の維持管理について

⑴ 下水道や農業集落排水施設の維持管理

下水道や農業集落排水施設のうち、供用開始後 20 年以上を経過した施設では、コンクリートの劣化や電気、機械設備の老朽化などにより修繕の必要性が高まってきています。

加えて、監視装置や計装設備などの電子機器では、設備を構成する製品の製造停止や部品の供給終了などにより、修繕が困難な状況が起きはじめています。

また、下水道事業の初期段階で整備した区域などでは、管渠の構造的な原因や老朽化などにより不明水対策※23 が必要な箇所があります。

今後、汚水処理施設の長寿命化のため計画的な施設改築や修繕が必要です。

⑵ 浄化槽の維持管理

浄化槽整備事業は、市設置型と個人設置型の２種類の整備手法が併存していましたが、平成 28 年度から個人設置型に統一しました。

市設置型浄化槽は、平成 28 年度から個人設置型への移行手続きを開始し、令和９年４月１日で全ての移行手続きが完了となりますが、契約上の責任として、移行後１年６月間に発生した物件の修繕請求に対応してまいります。

※23　不明水対策

下水道管やマンホールなどのひび割れや継ぎ目から流入する地下水や雨水などを不明水といいます。ひび割れや継ぎ目の補修を行い、不明水が入らないようにすることを不明水対策といいます。

■　不明水調査写真



■　汚水処理施設の整備状況（令和７年度末）

下水道（県管理の磐井川流域下水道一関浄化センターを除きます。）

	処理場	管渠	マンホールポンプ	供用開始年度
H27	6 か所	347.0km	139 か所	流域管渠：H2～ 流域以外管渠：H7～ 市管理処理場：H7～
R 3	6 か所	410.0km	161 か所	
R 7	6 か所	427.0km	164 か所	
H27-R7 比較	―	+63.0km	+25 か所	

※マンホールポンプ数には農業集落排水施設（黒沢地区）の接続分を加算

農業集落排水施設

	処理場	管渠	マンホールポンプ	供用開始年度
H27	9 か所	93.0km	80 か所	管渠、処理場：H6 ～
R 3	8 か所	82.0km	69 か所	
R 7	8 か所	82.0km	69 か所	
H27-R7 比較	- 1 か所	- 11.0km	- 11 か所	

浄化槽

	個人設置型	市設置型	合計	事業開始年度
H27	5,364 基	1,237 基	6,601 基	個人設置型：H1～ 市設置型：H14～H27 個人設置型に統一：H28～
R 3	7,490 基	1,237 基	8,727 基	
R 7	7,935 基	1,237 基	9,172 基	
H27-R7 比較	2,571 基	0 基	2,571 基	

（出典：一関市浄化槽台帳システムより）

５　汚水処理施設の災害への備えについて

⑴　地震災害等への対応

下水道事業の初期段階に整備した下水道管は液状化対策※24 を施していないところもありましたが、阪神淡路大震災後の耐震基準の見直しにより、汚水処理施設の耐震化を進めています。

なお、岩手宮城内陸地震と東日本大震災の２度の震災を経て、震災当初には異常が見られない場合でも、後年に下水道管の閉塞を起こすところもあります。

今後、耐震対策を引き続き行うとともに、震災時の事業継続のため資材のストックや関係機関との連携、下水道管の閉塞時の緊急対応体制の整備などが必要となっています。

⑵　大雨災害等への対応

ゲリラ豪雨の多発など、近年、全国的に内水氾濫※25 などの災害が発生しています。

大雨時の冠水や河川からの逆流など、懸念される処理場があるので事業継続のため資材のストックや関係機関との連携など、緊急対応体制の整備が必要となっています。

⑶　緊急時の体制

災害時や災害が発生しそうな時には一関市地域防災計画に基づき、状況に合わせた体制を整えることとなっています。

緊急時対応のマニュアル等の活用とともに、災害対応訓練や連絡網の確認など、実効的な対応ができるよう、緊急対応体制の整備が必要となっています。

埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故の要因とされる大きな下水道管は市内にはありませんが、日頃から現場に出た際は異常がないか点検を実施しており、下水道施設の適切な維持管理と災害への備えを進めています。

※24　液状化対策

砂質系で地下水位が高いなどの条件がそろった地盤で、地震の震動により水と土の粒子が混ざり合い液状になることを液状化といいます。液状化を起こすと、マンホールや下水道管が浮上することがありますので、それを防ぐ対策をいいます。

本市では、下水道管を砕石で埋め戻す方法で対策を行っています。

■　東日本大震災時の液状化（公共ます浮上）
一関市青葉一丁目付近



※25　内水氾濫

河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を「内水（ないすい）」と呼びます。

大雨が降ると、側溝や排水路だけでは降った雨を流しきれなくなることがあります。また枝川が本川に合流するところでは本川の水位が上昇すると、本川の外水が枝川に逆流することもあります。このように、内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路が水につかってしまうことを「内水氾濫」といいます。

６　汚水処理施設から発生する資源の有効利用について

⑴　磐井川流域下水道一関浄化センターの下水汚泥の利用状況

県が管理している一関浄化センターの下水汚泥は、消化タンク※26 を利用して消化処理されています。その消化処理の過程で発生した消化ガス（メタンガス 60%含有）は、消化処理の加温に再利用され、余剰ガスは燃焼処理されています。

そして、消化処理後に残った消化汚泥は、北上浄化センターで焼却処分されています。焼却後の灰はセメント材料として利用しています。

⑵　市の浄化センターの下水汚泥の利用状況

本市が管理している浄化センターで発生する下水汚泥については、セメント材料や肥料の材料として利用しています。

なお、本市で発生する下水汚泥の量が少ないことから、個別にリサイクル施設を設置することは不効率な状況です。そこで下水汚泥を単独でリサイクルすることなく、市内で発生する他の再生資源との総合的な調整が必要となります。

■　一関浄化センターの消化タンク

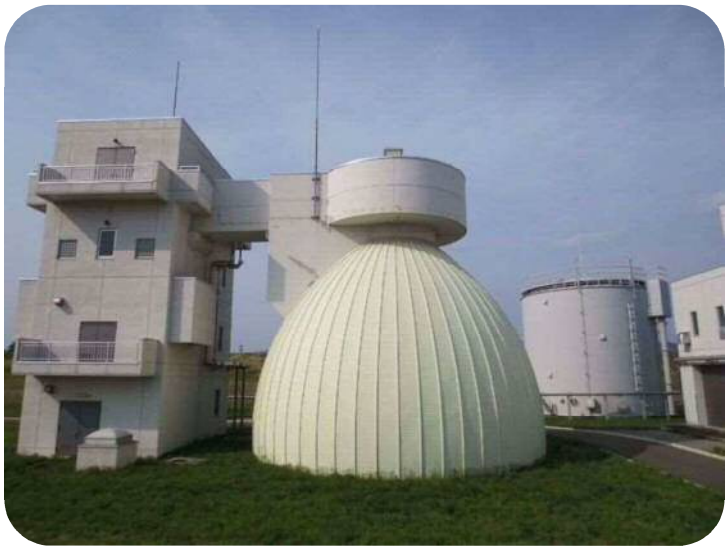

※26　消化タンク

嫌気性微生物による有機物の生物分解（消化）により汚泥の減容・安定化を図る装置のことです。この装置での処理を「消化処理」といい、消化処理により発生したガスを「消化ガス」（成分：メタンや二酸化炭素など）といいます。

7　一関市内の河川の水質について

汚水処理施設の整備によって、多くの河川において年々水質の改善が見られています。一関地域の吸川は、市内の他河川よりBOD※27 が高い傾向となっていますが、汚水処理施設の整備により、多くの河川において水質の改善が見られます。

■　河川水質のＢＯＤ測定結果　　単位：mg/L

河川名	地点名	地域	H17	H22	H27	H30	R3	R6
吸川	水門	一関	18.2	17.6	6.7	7.9	5.7	9.6
磐井川（上流）	長者滝橋		0.5	0.5 未満	0.5	0.5	0.5 未満	0.5 未満
磐井川（中流）	上の橋		0.9	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7
磐井川（下流）	狐禅寺橋		1.5	3.1	1.0	0.9	1.0	0.9
金流川	天神橋	花泉	1.2	1.2	1.2	1.1	0.9	1.0
曽慶川	雲南田橋	大東	3.0	1.7	0.9	0.9	1.0	0.9
千厩川（上流）	宮田橋	千厩	2.1	1.0	0.8	0.6	0.7	0.7
千厩川（中流）	久伝橋		1.9	1.7	0.9	0.7	0.7	0.7
千厩川（下流）	松形橋	川崎	3.5	2.4	2.3	2.2	1.7	2.1
砂鉄川（中流）	生出橋	東山	1.8	0.5	0.5	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
砂鉄川（下流）	門崎橋	川崎	0.8	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
大川	宮城県境	室根	0.8	0.7	0.8	0.6	0.7	0.6
黄海川	樋口橋	藤沢	0.9	0.9	0.6	0.6	0.6	0.5

出典：一関市市民環境部生活環境課「環境報告書」から抜粋

市や県では河川水質について定期的に測定しており、その平均値を計上しています。なお、利水や降水による河川水量や気温など気象条件により河川水質は変動しています。

※27　ＢＯＤ：生物化学的酸素要求量

河川の汚れの度合いを示す代表的な指標です。水の汚れ（有機物）が、微生物の働きで分解されるときに消費される酸素の量です。この数値が大きいほど汚れの量が多いことを示します。

第４章　将来像の実現に向けて

一関市の汚水処理分野の将来像

一関市総合計画のまちづくり目標を達成するため、汚水処理分野では
『環境』『快適』『持続』を将来像に掲げ、この将来像の実現方策を実施していきます。

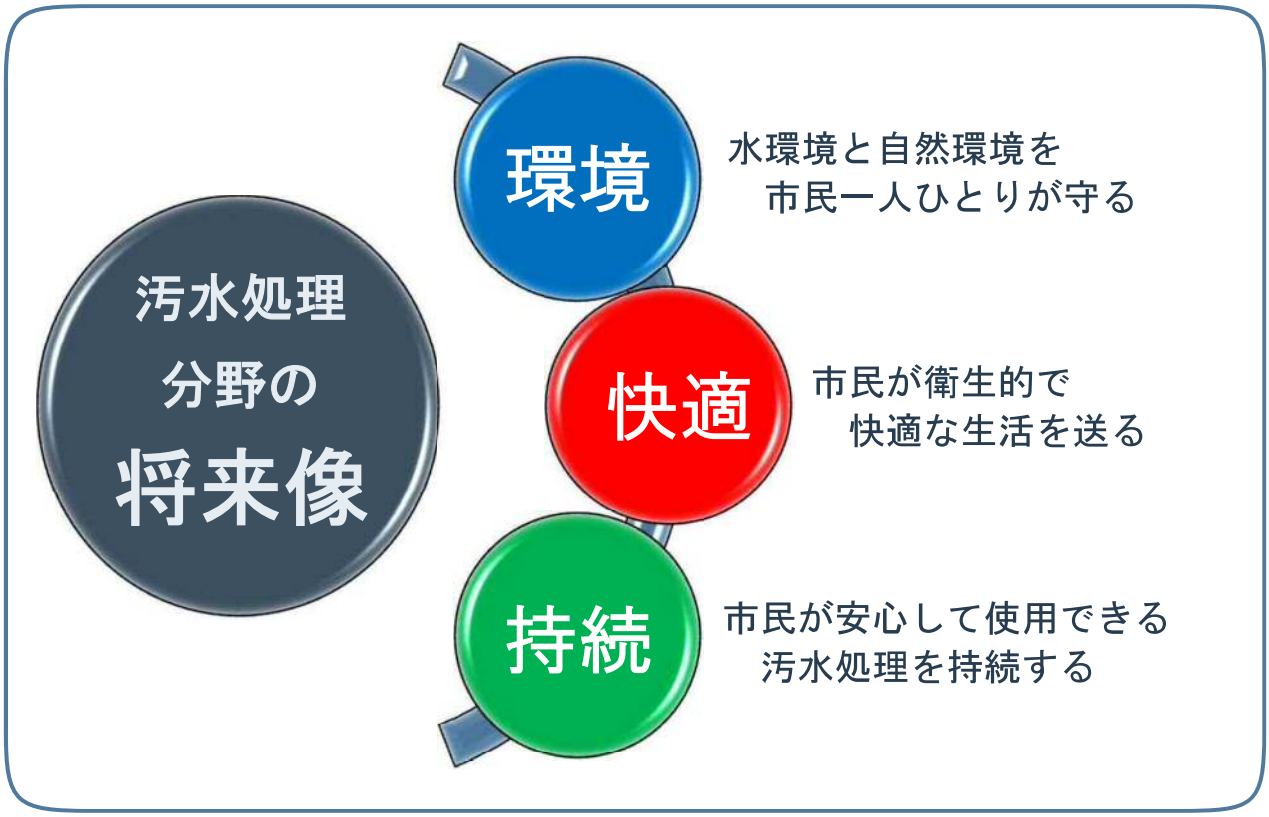

『環境』　河川や水路などの水環境と農地や山林などの豊かな自然環境を未来に引き継ぐため、市が行う汚水処理事業の推進とあわせて、市民一人ひとりが自主的に環境を守る取り組みができるまちづくり活動を推進します。

『快適』　汚水処理施設により生活排水やし尿を処理することによる、衛生的で快適な生活が送れるまちづくりを推進します。

『持続』　汚水処理施設の長寿命化への対応や災害時の事業の継続及び汚水処理事業の経営が健全かつ安定的に持続できるまちづくりを推進します。

施策体系

	基本目標	大分類		中分類	
環境	水環境と自然環境を市民一人ひとりが守る	01	環境保全意識の醸成	①	適切な汚水処理の必要性を周知する活動
				②	普及促進への啓発活動の強化
		02	下水道資源の有効活用の推進	①	下水道資源の有効活用に向けた研究と検討
快適	市民が衛生的で快適な生活を送る	01	水洗化の促進	①	【整備方針】整備手法の見直し
				②	【下水道・農集】未接続の解消
				③	【浄化槽】補助制度による整備支援
				④	課題把握を踏まえた支援
持続	市民が安心して使用できる汚水処理を持続する	01	汚水処理施設の計画的な更新	①	施設の効率的で適正な管理
				②	計画的な保守点検と更新
		02	災害に強い基盤づくり	①	施設の耐震・耐水化
				②	豪雨災害等への備え（雨水対策）
				③	事業継続計画の策定と見直し
		03	効率的で安定した経営基盤の確保	①	施設の統廃合や組織体制の見直し
				②	W-PPPの検討
				③	財務諸表等を活用した財務状況の把握と資産管理
				④	下水道使用料の見直し

環境【水環境と自然環境を市民一人ひとりが守る】

01　環境保全意識の醸成

①　適切な汚水処理の必要性を周知する活動

目指す姿

水環境と自然環境の保全の重要性について分かりやすく伝え、市民の汚水処理についての理解を深める。

②　普及促進への啓発活動の強化

目指す姿

環境衛生の関係部署と連携した環境保全や公衆衛生の活動により、市民の意識の高揚を図る。

現　状　・　課　題

- イベントでの普及活動、浄化槽の設置整備費用などへの支援制度をホームページや広報紙で周知しています。
- 環境保全の意識、汚水処理について興味関心を持ってもらうことが課題です。

取　組

- 広報紙やホームページだけではなく、動画配信、SNSなどのあらゆる媒体を通じて下水道への接続、浄化槽設置についてPRし、汚水処理へ関心を持ってもらえるような取組をします。
- ＰＲは、見やすいこと、わかりやすいこと、読みたくなるもの、興味関心をひくものとなるよう工夫します。
- 環境衛生の関連部署と連携し、イベント等でのPR活動や啓発を行うなど、部署の垣根を越えた横断的な取組を推進します。

02　下水道資源の有効活用の推進

③　下水道資源の有効活用に向けた研究と検討

目指す姿

汚水処理施設から発生する汚泥について、消化ガスやセメント材料、肥料の材料として再利用するなど、資源の有効活用を進める。

現状・課題

- ■ 汚水処理施設から発生する汚泥は、消化ガスやセメント材料、肥料の材料として活用しています。
- ■ 資源活用だけではなく、汚水処理場の未利用地の活用や新しい技術を取り入れた省エネ等、持続可能な下水道事業となるような事業の研究・検討が必要です。

取組

- ■ 汚水処理施設の敷地や発生する汚泥等の資源の有効活用について、関連する計画に基づいて関係部署と調整を図りながら推進していきます。
- ■ 他自治体の事例等を参考にしながら、新技術等の調査・研究を行います。

快適【市民が衛生的で快適な生活を送る】

03　水洗化の促進

①　【整備方針】整備区域の見直し

目指す姿

- ■ 令和９年度以降は、原則として下水道整備は行わず、浄化槽での汚水処理を行う。
- ■ これまでの整備状況と地域の状況、開発計画、宅地化の見込みなど社会、経済情勢の変化により、集合処理による汚水処理が有効となる場合は、下水道整備について検討をする。

②　【下水道・農集】未接続の解消

目指す姿

衛生的で快適な生活が送れるよう下水道（農集含む）への接続率を向上させる。

③　【浄化槽】補助制度による整備支援

目指す姿

衛生的で快適な生活が送れるよう浄化槽設置工事等に対する補助制度により、整備を支援する。

現　状　・　課　題

- ■ 人口減少による有収水量と使用料収入の減少、これまで整備してきた施設の老朽化など、下水道を取り巻く環境は大きく変化し、集合処理である下水道整備を進めることは困難な状況となっています。
- ■ 当市の水洗化率は92.9%で、県内でも低い水準にあります。
- ■ 浄化槽を含めた水洗化人口の行政人口に占める割合は71.9%となっています。

取　組

- ■ 未接続者等の課題やニーズを意向調査等により把握し、公共下水道事業及び農業集落排水事業の排水設備工事に対する支援制度により、接続を促進します。
- ■ 下水道への接続、浄化槽の設置への補助制度や下水道・浄化槽による水洗化の有用性について、広報紙等により周知します。

④ 課題把握を踏まえた支援

目指す姿

- ■ 衛生的で快適な生活が送れるよう下水道（農集含む）への接続率を向上させる
- ■ 浄化槽設置工事等に対する補助制度により、整備を支援する。

現　状　・　課　題

- ■ 未接続者等の課題やニーズを把握することが課題です。
- ■ 環境保全に対する意識の向上を図るとともに、汚水処理が快適な生活環境の保全や水質保全に果たす役割について理解を深め、汚水処理への関心を高めてもらうことが課題となります。
- ■ イベントで普及活動をしたり、浄化槽の設置整備費用などへの支援制度をホームページや広報紙で周知してきました。

取　　組

- ■ 未接続者等へのアンケート調査を実施するなど、接続に対する課題やニーズの把握に努めます。
- ■ 汚水処理事業以外の住宅に関連する支援制度について、関係部署と連携して周知を図ります。
- ■ 工事費を抑える排水設備工事の提案や各支援制度の周知等、排水設備指定工事店などの民間と連携した取組を行います。
- ■ 広報紙やホームページだけではなく、動画配信、SNSなどのあらゆる媒体を通じて下水道への接続、浄化槽設置についてPRし、汚水処理へ関心を持ってもらい、水洗化人口を伸ばせるような取組を進めます。

持続【市民が安心して使用できる
安定した汚水処理を持続する】

04　汚水処理施設の計画的な更新

①　施設の効率的で適正な管理

目指す姿

- ■ 施設の更新需要を予測するストックマネジメントの手法により、計画的、効率的な施設管理を進める。
- ■ 将来的な資産の状況や財政見通しを予測するアセットマネジメントの手法により、適正な資産管理を進める。

②　計画的な保守点検と更新

目指す姿

- ■ 汚水処理施設の保守点検を計画的に実施し、修繕や改修について事前に把握するように努める。
- ■ 公共下水道においてはストックマネジメント計画、農業集落排水においては最適整備構想に基づき、計画的な施設更新や改築を進める。

現　状　・　課　題

- ■ 公共下水道ではストックマネジメント計画を、農業集落排水では最適整備構想を策定し、施設を更新しています。
- ■ 農業集落排水の白崖クリーンセンター（花泉）及び日形クリーンセンター（花泉）は、人口減少に対応するため、施設の適正な規模を検討し、施設設備を最適な規模に更新しました。
- ■ 近年、局地的大雨や大規模災害が国内各地で発生していることから、下水道ＢＣＰを適宜見直し、実効性の向上を図る必要があります。

取　組

- ■ ストックマネジメント計画により、計画的に施設の更新を進め、汚水処理を持続できるようにします。
- ■ 人口減少による処理水量の減少を勘案し、過大な施設とならないよう更新にあたっては施設の縮小も検討します。
- ■ 下水道ＢＣＰは災害時に事業が継続できる体制となるよう毎年見直しし、随時更新していきます。

05　災害に強い基盤づくり

①　施設の耐震・耐水化

目指す姿

汚水処理施設の耐震化・耐水化を進め、災害時に事業を継続できるよう整備する。

②　豪雨災害等への備え（雨水対策）

目指す姿

汚水処理施設における事業継続のため資材の確保や関係機関との連携など、緊急対応体制を整備する。

③　事業継続計画の策定と見直し

目指す姿

下水道ＢＣＰ（事業継続計画）に基づき災害時に事業が継続できる体制を整備する。

現　状　・　課　題

近年、局地的大雨や大規模災害が国内各地で発生していることから、現在の下水道ＢＣＰを適宜見直し、実効性の向上を図る必要があります。

取　組

- ■ 汚水処理施設の整備にあたり耐震化を進めます。
- ■ 汚水処理施設の耐水化計画に則り、施設の耐水化工事を推進します。
  ※対象は、単独公共下水道東山処理区東山クリーンセンターのみ
- ■ 下水道ＢＣＰは災害時に事業が継続できる体制となるよう毎年見直し、随時更新していきます。

06　効率的で安定した経営基盤の確保

①　施設の統廃合や組織体制の見直し

目指す姿

農業集落排水を公共下水道へ接続することや施設のダウンサイジングにより、施設の維持管理費等の費用や人員の削減に努める。

②　水の官民連携（W-PPP）の検討

目指す姿

持続的な水インフラ運営が行える可能性について検討を進める。

③　財務諸表等を活用した財務状況の把握と資産管理

目指す姿

適切な資産管理を行い、安定した経営を進める。

④　下水道使用料の見直し

目指す姿

中長期的な経営見通しを基に、より安定した経営ができる適正な使用料体系への見直しを進める。

現　状　・　課　題

- 令和２年度から地方公営企業法を全部適用して公営企業会計へ移行したことにより、経営状況や財政状況が明確化され、経営の健全化に向けた取組に活用されています。
- 下水道事業経営戦略を策定し、下水道事業の長期的な財政見通しをたて事業を行ってきました。
- 施設の統廃合は、平成29年度に農業集落排水の黒沢地区（一関）を公共下水道に統合しており、令和９年度には西黒沢地区（一関）を公共下水道に統合予定としています。
- 組織としては、令和２年度に上下水道が統合し、令和６年度には下水道管理係が経営総務課に編入する等、効率的な人員配置が図られています。
- これまで使用料の適正化は行っていないことから、経営的には市の一般会計からの繰入金に依存した状況が続いています。公営企業として、安定した経営ができるような使用料改定が必要です。

取　組

- 農業集落排水原前地区（花泉）について、公共下水道花泉処理区への統合を進めます。
- 公営企業会計として、安定した経営ができるよう、適宜経営戦略の見直し及び使用料改定の検討を進めます。
- 上下水道に特化した官民連携による施設の運転管理、更新、改築までを民間と一体的に実施することの有用性について、導入可能性調査を検討します。
- 将来にわたって安定的に事業を継続するため、下水道使用料改定の検討を進めます。